

午前十時開議

○平塚けいじ委員長 ただいまから区民生活常任委員会を開会いたします。

○平塚けいじ委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦令和八年第三回区議会定例会提出予定案件について、議案①世田谷区立区民会館の指定管理者の指定について、理事者の説明を願います。

○大谷文化・国際課長 それでは、世田谷区立区民会館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

1 主旨です。世田谷区立区民会館条例第七条第三項に基づきまして、令和九年四月からの世田谷区民会館の指定管理者候補者を以下のとおり選定し、当該指定管理者候補者を指定管理者として指定するための議案を令和八年区議会第三回定例会に提出いたします。

2 施設名称及び指定管理者候補者名等は、記載のとおりです。

3 指定期間は、令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日までの五年間です。

4 選定方法等です。㊦条例施行規則などを基に選定委員会を設置し、令和七年十一月十四日開催の選定委員会において選定方法について審議した結果、指定管理者制度を適用し、公募による選定を行うこととされました。

令和八年三月三日から四月二十一日までの期間で公募を行いまして、四月二十二日の公募要項説明会と現地の見学会に参加した八団体のうち、五月二十九日の提案書類の受付期限までに二団体から応募がありました。選定委員会で、審査基準に基づいて審査を実施いたしました。

一次審査は、書類審査として記載の項目で提案書類の審査を行いました。また、②財務諸表の診断を行いました。二次審査はプレゼンテーション及びヒアリング審査として、以下、記載の項目で審査を行いました。

選定委員会の構成は、表に記載のとおりでございます。

次のページに移りまして、㊦の選定委員会開催状況でございます。令和七年度から四回にわたって選定委員会を開催し、六月二十六日に開催の令和八年度第二回の選定委員会でプレゼンテーション及びヒアリング審査終了後、最終審査を行いました。

5 の選定結果でございます。審査基準に基づいて各審査結果を総合的に評価した結果、

適格であるとの評価を受け、株式会社世田谷サービス公社を指定管理者候補者として選定いたしました。

詳細は、四ページ以降に添付の別紙、選定結果表を御参照ください。

6の選定理由です。指定管理者候補者となった株式会社世田谷サービス公社ですが、指定管理者として区内の複数の公共施設を運営してきており、豊富な実績とノウハウを有しています。

財務諸表の診断では、評価Aの団体の経営状況は良好で長期的な安定運営が大いに期待できるという評価を得ました。

第一次審査では、雇用・研修計画、利用料金・金銭管理体制、サービス改善の取組みの項目で高い評価を得ました。

第二次審査では、提案内容の分かりやすさ、質問に対する応答態度・内容、提案内容への責任、確実に実現する姿勢、持続可能な収支項目の項目で特に高い評価を、また、その他の項目でもサービス改善に向けた取組みを除いて高い評価を得ています。

以上のことから、指定管理者候補者として適していると判断いたしました。

7今後のスケジュール（予定）は記載のとおりで、令和八年九月、区議会第三回定例会に指定管理者の指定の御提案を申し上げて、令和九年四月、次期指定管理者による管理運営を開始いたします。

御説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 次に、②世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定、③世田谷区立世田谷文学館の指定管理者の指定、④世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定の三件について、一括して理事者の説明を願います。

○大谷文化・国際課長 それでは、世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定、世田谷区立世田谷文学館の指定管理者の指定、世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定について、一括して御説明いたします。

初めに、世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定についてでございます。

1 主旨です。世田谷区立世田谷美術館条例に基づき、指定管理者の候補者の適格性審査を実施し、令和九年四月からの指定管理者の候補者として選定したので御報告するもので

す。

今後は、条例に基づき、当該候補者を指定管理者として指定するための議案を令和八年第三回区議会定例会に御提出いたします。

2 施設名称及び指定管理者の候補者名等ですが、施設名称は世田谷区立世田谷美術館及び分館三館です。指定管理者の候補者は、公益財団法人せたがや文化財団です。

3 の指定期間は、令和九年四月一日から令和十四年三月までの五年間です。

4 選定方法でございます。世田谷区文化施設指定管理者選定委員会を設置し、選定方法について審議した結果、公募によらず、適格性審査をすることといたしました。このことは、四月の当委員会で御報告をさせていただいております。

この適格性の審査では、選定委員会において事業者から提出された事業計画書等の審査、財務審査及びヒアリング等を実施し、指定管理者の候補者を選定いたしました。

裏面を御覧ください。㊟選定委員会の構成、㊟の選定委員会の開催状況は記載のとおりです。

5 の選定結果でございます。選定委員会では、申請者から提出された事業計画書等の審査、財務審査及びヒアリング等の結果を総合的に評価いたしまして、本施設において適格と認め、次期指定管理者の候補者として選定いたしました。

選定結果は別紙1のとおりでございまして、満点千四百三十五点に対して六〇%以上の八百六十一点を合格基準として、千二百二点、八三・七六%の得点でしたので指定管理者として選定したものです。

本文裏面に戻りまして、6 の選定理由でございます。選定委員会では、世田谷美術館の選定団体は、指定管理者として豊富な実績とノウハウを有し、区の文化政策と連動した自主事業、柔軟な事業展開について高い評価を得ています。また、各文化施設との連携も展開しており、財団としての総合力を十分に発揮しています。次期指定管理期間の一部は世田谷美術館の休館期間と重なりますが、アウトリーチ事業の強化によって、より一層区民が文化、芸術を楽しめる環境の整備に期待できることから、指定管理者の候補者として適しているとの判断をいただきました。

7 今後のスケジュールは、記載のとおりです。

続きまして、世田谷区立世田谷文学館の指定管理者の指定についてでございます。資料を御覧ください。

1 の主旨でございます。世田谷区立世田谷文学館条例に基づき、指定管理者の候補者の

適格性審査を実施し、令和九年四月からの指定管理者の候補者として選定したので御報告するものです。

今後は、条例に基づいて当該候補者を指定管理者として指定するための議案を令和八年第三回区議会定例会に御提出いたします。

施設名称及び指定管理者の候補者名等ですが、施設名称は世田谷区立世田谷文学館、指定管理者の候補者名は公益財団法人せたがや文化財団です。

3 指定期間は、世田谷美術館と同様の五年間。

4 選定方法等ですが、世田谷美術館と同様でございます。

裏面にお進みいただきまして、5の選定結果でございます。選定委員会では申請者から提出された事業計画書等の審査、財務審査、ヒアリング等の結果を総合的に評価した結果、本施設で適格と認め、次期指定管理者の候補者として選定いたしました。

選定結果は、別紙1を御覧いただければと存じます。満点千二百二十五点に対して六〇%以上を合格基準とし、千五十三点、八五・九五%の得点でしたので指定管理者として選定したものです。

本文裏面に戻りまして、選定理由については記載のとおりで、7今後のスケジュールは、世田谷美術館と同様でございます。

最後に、世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定についてでございます。

主旨ですが、世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例に基づき、指定管理者の候補者の適格性審査を実施し、令和九年四月からの指定管理者候補者として選定したので御報告するものです。

今後は、条例に基づいて当該候補者を指定管理者として指定するための議案を令和八年第三回区議会定例会に提出いたします。

2 施設名称及び指定管理者の候補者名等ですが、施設名称は、世田谷区立世田谷文化生活情報センターです。指定管理者の候補者名は、公益財団法人せたがや文化財団です。

3 指定期間は、世田谷美術館と同様の五年間。

4 選定方法等ですが、これも世田谷美術館と同様でございます。

裏面を御覧ください。5の選定結果でございます。選定委員会では、申請者から提出された事業計画書等の審査、財務審査、ヒアリング等の結果を総合的に評価し、適格と認め、次期指定管理者の候補者として選定をいたしました。

選定結果は別紙1のとおりで、満点千三百六十五点に対して六〇%以上の合格基準ですが、合格基準の千百二十五点、八二・四一%の得点でしたので指定管理者として選定したものです。

本文裏面に戻りまして、選定理由は記載のとおりです。

今後のスケジュールは、世田谷美術館と同様です。

また、参考資料として、会議録、指定管理者候補者から提出された提案書を提出させていただいております。三施設の指定管理者候補者の選定を併せて行ったため資料が同一となることから、世田谷美術館の指定管理者の指定に関する資料はまとめて添付させていただいております。後ほど御確認いただければと存じます。

御報告は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 次に、議案⑤世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例、⑧世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例、㊦太子堂出張所等の移転等についての三件について、一括して理事者の説明をお願いします。

○大澤世田谷総合支所区民課長 それでは、太子堂出張所等の移転等について御説明いたします。

昨年五月の区民生活常任委員会において、太子堂出張所は狭隘化の解消を図るためキャロットタワー三階に移転すること、併せて、太子堂まちづくりセンター等も移転することを御報告させていただきました。本日は、出張所、まちづくりセンター等の移転の内容や、移転に併せて実施する太子堂複合施設の工事について御報告させていただきます。

まずは、二ページの配置図を御覧ください。現在、太子堂出張所は太子堂複合施設の一階にあります。こちらからキャロットタワー三階に移転いたします。配置図下の複合施設における移転前後の施設比較の表を御覧ください。太子堂出張所移転後の一階に、二階にありましたまちづくりセンター等が移転します。その二階にクロッシングせたがやがキャロットタワー二階から移転してまいります。三階、四階に変更はございません。

一ページ目にお戻りください。1 主旨でございます。太子堂出張所は狭隘化解消を図るため、キャロットタワー三階に移転します。太子堂まちづくりセンター、太子堂あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会太子堂地区事務局は、三者の連携を強めるため一階に

移転し、執務室を一体化いたします。

移転に合わせまして、太子堂複合施設の二階、三階の改修工事を実施いたします。これに伴い、工事期間中は三階の三軒茶屋区民集会所、太子堂まちづくりセンターの活動フロアの使用を中止いたします。

項番２の移転・工事の㊦太子堂出張所の移転でございます。移転先での業務開始は令和九年一月四日を予定しております。移転に伴い、十二月二十六日と二十八日の二日間、窓口は休業といたします。

区のホームページ、「区のおしらせ せたがや」、また、施設内のチラシにより区民の方に周知してまいります。

㊧複合施設一階まちづくりセンター等移転に伴う改修工事及び中長期保全工事についてです。こちらは、間仕切り壁やパーティションの設置、空調設備の更新や照明のＬＥＤ化などの工事を行います。期間は、太子堂出張所移転後の令和九年一月から三月を予定しております。

続きまして、㊨太子堂まちづくりセンター、太子堂あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会太子堂事務局の移転でございますが、前述の一階工事終了後、太子堂複合施設二階から一階に令和九年四月の中旬を目途に移転いたします。記載のとおり、周知をしてまいります。

二ページ目の㊩複合施設二階・三階中長期保全工事は、令和九年七月から九月を予定しております。工事期間中は、三階の三軒茶屋区民集会所、太子堂まちづくりセンターの活動フロアの使用を中止します。区のホームページ、「区のおしらせ せたがや」等により区民の方に周知してまいります。

御説明は以上になります。

○笹本地域行政課長 私からは、世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

１の主旨でございます。執務スペースの狭隘化等のために移転します太子堂出張所につきまして、条例に定められた位置を変更する必要があるため、世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例を令和八年第三回区議会定例会に提案するものでございます。

２の改正内容です。太子堂出張所の位置を現在の場所から世田谷区太子堂四丁目一番一号に変更いたします。

３の新旧対照表は、裏面のとおりでございます。

4の施行予定日ですが、令和九年一月を予定しておりまして、規則で定める日から条例を施行いたします。

説明は以上です。

○大谷文化・国際課長 私からは、世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1の改正趣旨です。先ほど世田谷総合支所地域行政部から御説明いたしましたとおり、太子堂出張所がキャロットタワー三階の世田谷文化生活情報センターの区画に移転、開設することに伴いまして、センター内施設の一部を廃止するとともに、区とともに文化・芸術政策を推進する公益財団法人せたがや文化財団がセンター施設等を使用する際の特例の取扱いを規定するため、世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例を令和八年第三回区議会定例会に御提案するものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

一点目です。メディア工房及び情報プラザの廃止に伴いまして、第三条に規定する施設からメディア工房と情報プラザを削除いたします。あわせて、第四条以降に規定してございますメディア工房の附帯設備に関する規定を削除いたします。

二点目です。公益財団法人せたがや文化財団が条例の目的を達成するために文化生活情報センター施設において事業を実施するため、無料での使用を認める規定を追加いたします。世田谷美術館と文学館では既に同様の取扱いが条例に規定されておりましたが、同センターにはこの規定がありませんでしたので、今回、追加するものでございます。

3の新旧対照表は、別紙のとおりでございます。

4の施行予定日です。太子堂出張所の移転開設日に合わせて施行する予定ですが、開設に伴う資材調達や供給動向等の影響で開設日が変更となる可能性もございますので、規則で定める日としております。

説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 次に、議案⑥世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を願います。

○森田区民健康村・ふるさと・交流推進課長 それでは、世田谷区区民健康村条例の一部

を改正する条例について御説明いたします。

まず、1の主旨でございます。区民健康村は週末や夏冬休みを中心に予約が取りにくくなっている一方で、宿泊前日の二十一時以降の食事のキャンセル以外のキャンセル料を徴収しておらず、令和七年度は年間約二千件のキャンセルのうち、利用日二日前の直前のキャンセルが約二百六十件ございました。

区民健康村の宿泊利用に当たって一人でも多くの区民の方に御利用いただけるよう、直前のキャンセルの抑止を目的としてキャンセル料を導入するため、区民健康村条例の一部を改正する条例を令和八年第三回区議会定例会へ御提案するものでございます。

改正内容につきましては、記書きの2に記載のとおりでございますが、㊦キャンセル料の導入の目的は、直前のキャンセルの抑止のためでございます。

㊦導入時期は、令和九年四月一日利用分からの適用でございます。なお、六か月前の令和八年十月一日より予約が可能でございます。

㊦キャンセル料につきましては、記載のとおり、利用予定日の二日前のキャンセルから宿泊施設の利用分の三割、前日は五割、無断キャンセルである不泊を含め、利用日当日のキャンセルにつきましては、宿泊施設の利用料に加えて食事料の全額を徴収いたします。

なお、次のページの資料二ページ目にキャンセル料についての例示を記載させていただいております。

一ページ目にお戻りください。㊦キャンセル料減免の規定につきましては条例施行規則にて規定いたしますが、施設都合や災害、感染症の流行といった利用者に責のないやむを得ない場合についてはキャンセル料の支払いを免除するよう運用いたします。

㊦現在実施している直前のキャンセル抑止の取組みにつきましては、ふるさと公社にて二週間程度前に利用の意思確認を行い、キャンセルの場合は速やかにキャンセル待ち対応を行っております。

3 新旧対照表は、三ページ目以降の別紙に記載のとおりでございます。

4 施行予定日は、令和八年十月一日でございます。

最後に、5今後のスケジュールでございます。記載のとおりでございますが、令和八年十月一日の施行に併せ区民の皆様に周知するとともに、令和九年四月一日以降の御予約をいただく際にはキャンセル料について御理解いただけるよう丁寧に説明してまいります。

説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 次に、議案⑦世田谷区区民健康村の指定管理者の指定について、理事者の説明をお願いします。

○森田区民健康村・ふるさと・交流推進課長 それでは、世田谷区区民健康村の指定管理者の指定について御説明いたします。

まず、1の主旨でございます。世田谷区区民健康村条例第十六条第三項に基づき、世田谷区区民健康村の指定管理者候補者の適格性審査を実施し、令和九年四月からの指定管理者候補者を選定いたしました。

当該指定管理者候補者を指定管理者として指定するための議案を令和八年第三回区議定例会へ提出するものでございます。

2施設名称及び指定管理者の候補者名等につきましては、ふじやま、なかの両ビレジの指定管理者候補者は株式会社世田谷川場ふるさと公社としております。

3指定期間は、令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日の五年間でございます。

4選定方法等につきましては記載のとおりでございまして、㊦選定方法につきましては、条例施行規則に基づき設置した指定管理者選定委員会にて審議を行い、非公募により現在の指定管理者の適格性審査を実施いたしました。

次のページにお進みいただき、㊧選定委員会の構成につきましては、記載の表のとおりでございます。

㊨選定委員会開催状況につきましては、記載のとおり三回実施しております。

次に、5選定結果につきましては、四ページ目の別紙にお進みいただき、4の評価結果を御覧ください。

㊩財務審査につきましては、評価Bと、おおむね良好な法人として考えられるとの結果をいただいております。

㊪適格性審査の結果につきましては、記載のとおり、要綱で定める審査事項の各項目について、配点に対して得点をつけていただいた結果、最終的に合計で六百七十三点となっております。

二ページ目にお戻りいただければと思います。6の選定理由でございます。各選定委員による採点の結果、得点の合計が六百七十三点となり、合格基準の五百四十点を上回った

ことから、適格性審査は合格と判定がございました。候補者であるふるさと公社は、これまで区民健康村施設を良好に運営してきた実績があり、交流事業においては世田谷区と川場村との緊密な関係に基づく様々な取組の実績と人的ネットワークの蓄積を持ち合わせており、将来にわたり区と村の交流を支え、発展させていくことが期待できることから区民健康村の指定管理者にふさわしいと評価をいただいております。

次のページにお進みいただき、7の選定委員会からの意見につきましては、高い評価となった一方で、潜在的な区民の顧客の把握など、マーケティングの不足している部分があるといった御指摘をいただいたことから、次期指定期間における改善について意見がございました。

最後に、8の今後のスケジュールは記載のとおりでございます。

なお、五ページ目以降は、参考資料として選定委員会の会議録要旨及び指定管理者候補者からの提案書をおつけしております。

説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 次に、諮問①人権擁護委員候補者推薦の諮問について、理事者の説明を願います。

○島人権・男女共同参画課長 それでは、人権擁護委員候補者推薦の諮問について御説明いたします。

まず、1の主旨でございます。人権擁護委員法におきまして、市区町村に配置される人権擁護委員を新たに置く場合は市区町村長が議会の意見を聞き、候補者を推薦し、法務大臣が委嘱すると定められております。

このたび、令和八年十二月三十一日をもって人権擁護委員一名が任期満了となるため、後任の候補者を推薦する必要があるございますので、令和八年区議会第三回定例会において後任候補者の推薦を諮問するものでございます。

2 退任委員、また、3の後任の推薦候補者でございますが、四ページにお進みいただき、別紙2を御覧いただけますでしょうか。氏名、推選団体は記載のとおりでございます。後任の推薦候補者の任期は令和九年一月一日から令和十一年十二月三十一日までの三年間でございます。

それでは、一ページにお戻りいただけますでしょうか。4 今後のスケジュールにつきましては、記載のとおり予定しております。

なお、二ページ目以降は、参考といたしまして人権擁護委員法ほか概要において、任期、職務、年齢要件を記載しております。また、人権擁護委員が携わる世田谷区内での活動、東京法務局での活動を記載してございます。

三ページの別紙1では、令和八年七月一日現在の委員名簿を、それから、四ページ目は先ほど御覧いただきました退任委員、推薦候補者を、五ページの別紙3につきましては、人権擁護委員法で定められた委員委嘱までの流れをお示ししたものでございます。

また、最後、六ページは候補者の略歴を御参考までに記載しております。

御説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 次に、㊦令和八年十月一日付け組織改正（案）について、理事者の説明を願います。

○伊藤市民活動推進課長 令和八年十月一日付け組織改正（案）について御説明いたします。

本件は、企画総務、区民生活の二常任委員会併せ報告とさせていただきます。

1 基本的な考え方についてです。今後の区内経済の持続的な発展を推進するため、令和八年十月一日付組織改正を行うものです。

次に、組織改正の主な内容についてです。

三ページの組織図（案）を御覧ください。今後のせたがや P a y に係る持続的な体制構築、区におけるさらなる支援に取り組むとともに、ホームワークビレッジを拠点とした産業活性化支援、起業・創業支援をはじめとする地域経済の持続的な発展に取り組むため、副参事（地域経済活性化担当）を新設するものでございます。

説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 次に、㊦新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状

況)について、理事者の説明を願います。

○伊藤市民活動推進課長 新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）について御説明いたします。

なお、本件は五常任委員会及び四特別委員会との併せ報告でございます。

1の主旨でございます。世田谷区基本計画に掲げる目指すべき未来の世田谷の姿の実現に向け、区は令和六年三月に新たな行政経営への移行実現プランを策定し、持続可能な新たな行政経営への移行を目指し、取組を進めております。

このたび、プランの二年目に当たる令和七年度の取組について、決算を踏まえた効果や成果を新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）としてまとめましたので御報告するものでございます。

2の推進状況についてでございますが、本編に沿って御説明させていただきます。資料右上の五ページをお開きください。新たな行政経営移行の五つの到達点ごとの推進状況について記載しております。

ページ上段、①新たな仕組みづくりについては、行政手法の転換等により時代に即した区民サービスを提供し、多様化するニーズに的確に対応できる体制の構築を図る取組として、令和七年度当初予算に国分寺崖線樹林地保全管理など一億七千八百万円を計上したところ、決算額は一億七千五百万円、令和八年度の当初予算額は介護保険認定調査や生活保護事務の見直しなど、福祉に係る相談機能の体制強化に係る経費の増などによりまして二億六千九百万円となっております。

ページ下段、②区民目線からのサービス利便性の向上については、区民ニーズに対応し、便利で利用しやすい行政サービスを提供していくとともに、行政内部の事務改善を図る取組として、令和七年度当初予算に都市整備領域における次期まちづくり情報システムの構築や予防接種事務の効率化など三億七千二百万円を計上したところ、決算額は三億三千万円となりました。マイナンバーカードセンター運営における入札の落差金等により執行額が減となりました。また、令和八年度の当初予算額は都市整備領域の件と新BOP学童クラブの見直しに係る経費の増などで四億一千八百万円となっております。また、各取組を進めることで、業務時間について令和六年度と比較し、約一万時間の削減につながっております。

続いて、六ページを御覧ください。ページ上段、③職員の時間の効果的活用については、事務マニュアルやフローの整理、見直し、デジタル技術の活用などにより区民サービ

令和七年八月には国士舘大学と連携し、女子ラグビーワールドカップ二〇二五日本代表戦のパブリックビューイングを開催し、トークショーやハーフタイム抽せん会なども挟みながら会場一丸となって応援し、盛り上がりました。

また、区内の私立女子中学校二校において、日本体育大学女子ラグビー部の監督、部員の方々の協力の下、ラグビー体験事業を実施いたしました。

続いて、三五ページをお開きください。2—6 区民会館のキャッシュレス決済の導入及び申請手続き等のオンライン化です。令和七年十月に全ての区民会館においてオンライン予約を利用できるようにするとともに、オンライン決済やキャッシュレス決済を導入し、時間や場所にとらわれない手続環境を整備し、利用者の利便性向上を図りました。

続いて、三七ページ右を御覧ください。2— ㊦ ふれあい農園事業の申込受付の電子化及び区民農園利用者募集の申込受付の電子化・キャッシュレス化の推進です。区民の利便性向上と職員の事務処理に係る業務時間の削減を目的に、ふれあい農園及び区民農園の申込受付のオンライン化を実施いたしました。区民農園利用収納キャッシュレス化については、引き続き、受託事業者と調整を行ってまいります。

続いて、四四ページ、左を御覧ください。2— ㊧ オンライン相談・手続き支援の拡充です。まちづくりセンターにおけるオンライン相談のメニューに新たに区営・区立住宅耐震促進、雨水浸透施設助成、緑化助成の案内を追加し、より幅広く気軽に相談できる環境を整えました。

また、令和七年十一月より区外等、物理的に距離の離れた施設等に居住している方とのオンラインを活用した遠隔地訪問を開始いたしました。引き続き、持続可能な新たな行政経営の実現に向け、庁内一丸となって鋭意取組を進めてまいります。

御説明は以上となります。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 次に、㊨ 世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）の推進状況について、理事者の説明をお願いします。

○伊藤市民活動推進課長 世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）の推進状況につきまして御説明させていただきます。

本件は、五常任委員会及び子ども・若者施策推進特別委員会で併せて御報告させていた

できます。

それでは、資料右上のページ番号で御説明いたします。一ページを御覧ください。1の主旨についてでございます。区では、世田谷区債権管理重点プランを策定し、収納率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでまいりました。このたび、令和七年度における実績が確定しましたので、世田谷区債権重点プランの推進状況としてまとめましたので御報告するものです。

次に、2の債権管理プランの基本的な考え方についてでございます。本プランは記載のような五つの基本的な考え方を柱としておりまして、プランに基づき、各取組を実施しております。

次に、3の令和七年度における区全体の債権の概要でございます。令和七年度における収入未済額合計は、令和三年度を基準年とすると約三・二％増加しております。過去五年間の推移を見ると、令和三年度に収入未済が大きく縮減した後、年度により増減はあるものの、令和五年度以降、増加傾向となっております。

令和三年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費抑制や定額給付金の支給、減免・徴収猶予特別制度の活用などにより、収入未済額の合計は大幅に縮減しておりますが、続く令和四年度は区民生活がコロナ禍前の消費活動を取り戻しつつあったことや、物価高騰による影響等から、令和三年度より二億六千万円増加しております。

令和五年度は、国民健康保険事業会計において収入未済額の減少があったものの、令和六年度は前年度から約二億六千万円増加、令和七年度、前年度から約一億円増加し、収入未済額の合計は約九十六億四千万円となっております。区といたしましては、令和八年度においても現年徴収の徹底や滞納整理の取組の強化等に取り組むこととしております。

次に、資料右上二ページを御覧ください。4の令和七年度の主な取組み実績でございます。令和六年度から引き続き債権を管理する所管課では、納付義務者の個々の状況に応じた丁寧な対応に努めてまいりました。

具体的には、㊦債権管理所管課に対するサポートの拡充として、各所管課が相談できる債権管理に特化した法律相談の実施や、㊧の生活困窮者等に対する支援への連携として、令和七年度四月から生活困窮者等に対する必要な支援への連携の仕組みの運用を開始するなどの取組を進めました。

次に、5今後の主な取組みでございます。㊨徴収体制の強化といたしまして、収納率の向上につながる効率的な体制の構築に向け、今年度、他自治体における債権管理の一元

化の導入について、二十三区の一部自治体に調査を行ったところ、特別区民税と国民健康保険料の制度の違いへの対応が難しいことから導入後に一元化を解消した事例や、一元化の導入を見送った事例がございました。

こうした事例を踏まえますと、当区において一元化に踏み切ることは収納率や体制面で課題が多いため慎重な検討が必要であり、引き続き一元化に関する調査を継続するとともに、効率的かつ効果的な債権管理体制の在り方についての検討を進めていくこととしております。

また、㊦生活困窮者等に対する必要な支援への連携といたしまして、資力や生活状況等を共有することへの本人同意に対する生活困窮者の心理的な抵抗感を拭うべく、引き続き、勉強会の実施等を行うことで当該連携の仕組みのさらなる活用に向けた取組を推進し、相談者一人一人に寄り添った丁寧な対応を継続していくこととしております。

なお、令和八年八月十九日時点での同意取得案件は六件となっております。

次に、資料右上の三ページ目を御覧ください。6の債権管理重点プランに掲げる九債権の各取組についてでございます。プランにおいて重点的に取り組むべき債権として、九つの債権を対象としております。対象九債権の収入未済額合計は、区が保有する債権全体の収入未済の推移とほぼ同様の状況となっております。

令和七年度の収入未済合計額は、令和三年度を基準年とすると約二・九％増加しております。過去五年間の推移としてはおおむね横ばいで推移しているものの、令和五年度以降は増加している状況です。令和七年度は一部の債権で収入未済が減少したものの、増加する債権も見られたことから、対象九債権全体では前年度から約一億円増加し、収入未済額の合計は九十二億三千万円となっております。

区といたしましては、引き続き令和八年度においても現年分徴収の徹底や滞納整理の取組の強化等に取り組むこととしております。

次に、7の今後の主なスケジュールとしまして、今月中旬にホームページ等により公表することを予定しております。

その後ろの四ページ以降は、ただいま説明してまいりました内容の詳細のほか、九債権の個別の債権管理の取組に係る収納の現況、目標及び実績、さらに、令和七年度実績に対する評価などの詳細を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

御説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**桃野芳文委員** 債権管理の一元化ですけれども、これを見ると、もうやらないよと書いてあるふうに読めるんですけれども、その説明が、ほかの自治体の事例で区民税と国民健康保険料の制度の違いから云々というふうに書いてあるんですけれども、債権管理の一元化だから、そもそも制度の違うもの、債権の種類が違うものを一元化して管理しましょうが一元化だから、それは種類が違うからうまくいかなかったんだよと言われても何か釈然としないんですけれども、もうちょっと詳しく説明してもらえますか。

○**伊藤市民活動推進課長** 二十三区の先行自治体で国保の滞納が続きますと保険証が使えなくなるということがありまして、滞納されている方が早く返したいという意向が強くなるということと、職員の対応のほうとしても、時効が、区民税が五年に対して国保のほうで二年ということで、滞納整理を優先しないと時効になってしまうということで優先させる傾向になってしまうので、どちらかという国保のほうで回収が進んでしまうということなんですけれども、当区においては、記載のとおり特別区民税のほうで収入未済額が大きいので、国保のほうで先になってしまうと、こういった部分が回収がちょっと遅れてくるような状況になってしまうという点について課題があるかなということが一因となるのかなというふうに考えていると聞いております。

こういった部分、なかなかそれぞれの徴収率の影響とか体制面というのも勘案した上で難しいのではないかと考えておりますが、引き続き、この点について検討を進めていきたいと考えているということです。

○**桃野芳文委員** ある方がいて、区民税も滞納している、国保料も滞納している、よく分からないけれども、ほかにもいろいろ、対象債権っていろいろあるから、例えば保育園保育料も滞納しているみたいなことがあったときに、優先的に国民健康保険料のほうの滞納整理が先に進むから、それは一元化しないんだみたいな説明に聞こえるんですけれども、まさにそれは一元化したほうがいいんじゃないんですか。

一人がいろいろな債権を抱えて、これを返してください、あれを返してください。例えば、返せるのに返せない状況というのが生まれたときに、一つの部署でそれを全部見て整理して、ここから順番にやっていきましょうねとか、保険証が使えなくなるんだからこれから先にやっていきましょうとか、そのほうがいいんじゃないんですか。今の説明を聞いても、それを一元化しない理由にはちょっと聞こえないんですけれども。

○**伊藤市民活動推進課長** 返せない方の、生活困窮者等の方へも含めてなんですけれども、そういった部分は、ある意味、一元的に内容が把握できるようになっておりまして、

一元的に対応している部分というのが一部あるんですけども、徴収自体を、先ほど言った、一度一元化したところが解消したという例も踏まえて、その課題というのも当区にも当てはまるような部分があるということもありまして、ちょっとそういった点も踏まえながら慎重に検討していきたいというふうに、進めたいということです、そういうふうに聞いております。

○**桃野芳文委員** いろいろな部署である人の債権を管理するときに、あっちもこっちもやっていたら情報の交換もうまくいかないとか、もしくは、同じような業務を複数の部署にわたってやっていることが効率が悪いんじゃないかということで債権管理の一元化という概念が出てきて、いろんな自治体でそれを実施しているということじゃないですか。

だから、今の説明を聞いていても、何で世田谷区は債権管理の一元化というのに消極的なのかという答えに聞こえないんですけども、今以上の説明というのはもう出てこないですか。

○**伊藤市民活動推進課長** ちょっと所管外なので、御意見として担当のほうにお伝えするということでさせていただければと思います。

○**桃野芳文委員** 部長でも副区長でもいいんですけども、何か説明——一応これは債権管理の今後の主な取組ということで説明しているわけだから、説明はするけれども、質問されても答えられませんというのはちょっといかがなものかと思うんですけども、これ以上何も出てこないですか、

○**中西生活文化政策部長** 一元化を完全に見送るよということではなくて、他の自治体で課題があったので、その部分も含めて検討するということを、今、伊藤課長から申し上げたと思います。課題というのは、私は昔、滞納整理をやっていたんですけども、債権管理の一元化とやると、多分、原理原則に従って徴収しなきゃいけないと思います。

その場合に、公債権にも順番がついていますので、恐らく今の話ですと、国民健康保険の保険証を使いたいから先にこっちを納めたいと言ったとしても、ほかにも公債権で滞納があれば、例えば均等に払いたいというのは入れていくよとか、あるいは、滞納処分をするときは滞納処分の優先順位に沿って、まずは地方税法から徴収しますよみたいなことが生じることも当然あります。

そうすると、一律に徴収を統一してやった場合に、区民生活に少し問題が出てくるケースも多分あったと想像されます。そういったことから、一元化をすれば確かに債権回収の効率は上がるけれども、ただ一元化すればいいということではないだろうということか

ら、今ちょっと慎重に検討しているという表現をしているんだと思います。

なので、ばらばらに徴税吏員ですとか債権管理者がやっていることの不効率性は認めつつ、そこはちゃんと業務効率化をしていかなきゃいけないとは思っているんだけど、じゃ、一律にやってしまうと全く問題がないのかという問題があるので、慎重に取り組むべきだということをここでは御説明していると思います。

○**桃野芳文委員** まさに優先順位があって、多分、ここにある債権を見ると、税だから区民税が一番に来て、その次どうしていくのか。税は一番に納めなきゃいけないからそうなっていくんだと思うんですね。だけれども、税がどれぐらい滞納されているかというのが分からないまま保育料をよこせとか、区営住宅の家賃をよこせとかと言ったって、それは払えませんかということがちゃんと分かっていたほうが効率的じゃないですか。

だから、やっぱり一元化は一元化のいいところというのは、今御説明が、多分、一部であると思うんだけど、やっぱりメリットはあると思うし、ほかのところでこういう課題があるということがあっても、それは一元化自体が非効率だからやめようという話にはすなわちならないと思うんですね。それは現場の体制が充実していない中でぼんやりちゃったらうまくいかなかったとか、もっと段階的にやったほうが、例えば区民税とか保険料とか、ちょっと大きなところはさておき、もう少し小さなところからスモールスタートしてみようかなとか、いろいろやりようとかはあると思うんですね。

実際に課題があってやめちゃったというところはあるかもしれないけれども、それをもってして一元化を全部否定するということにはならないと思うので、それは、区民の立場も当然おもんばかりながら、これだけの債権をどう解消していくか、生活再建を含めてどうサポートしていくかということもしっかりやっていっていただきたいと思うので、しっかりそれは各部署、ちょっと説明できないということじゃなくて、それぞれが皆さん債権を持っているわけだから、それはしっかりと理解して、こういう議論の場でできるような準備はしっかりしていただきたいと思います。

以上です。

○**中里光夫委員** 今の話を聞いていて思ったんですけども、あっちにもこっちにも債権があるというのは大体生活に困窮しているような場合で、世田谷の場合、生活の困窮をまさに債権の現場でキャッチして福祉につなごうというふうに私たちも求めてきたし、そういう仕組みも取り入れたというふうに聞いていますけれども、その辺は実際どういうふうに機能しているんですか。

○伊藤市民活動推進課長 生活困窮の方々に対しては、先ほど少し触れましたが、一元的に対応できるような形でそれぞれの債権を把握しながら滞納整理等を進めておりまして、それぞれの所管で納付が困難な方に対しては、関係所管だけでなく、ぷらっとホーム等とも連携させていただいて必要な支援につなげるように、個々の状況に応じた丁寧な納付相談ですとか、引き続き適正な債権管理という形で丁寧に対応させていただいているということです。

○平塚けいじ委員長 次に、㊤世田谷区立スカイキャロット展望ロビーに関する基本コンセプト（案）について、理事者の説明をお願いします。

○小野世田谷総合支所地域振興課長 それでは、私からは世田谷区立スカイキャロット展望ロビーに関する基本コンセプト（案）について御説明いたします。

1 主旨です。本施設は開設から約三十年が経過し、維持保全による更新が必要な時期を迎えており、さらなる有効活用を図っていくため、施設の利用状況や課題のほか、サウディング型市場調査の結果も踏まえ、施設リニューアルに向けた基本コンセプト（案）をまとめました。

今後、利用者や区民の意見等を聞きながら、子ども、若者、子育て世代から高齢者まで区民等が広く活用できる施設づくりを進め、施設の設置目的である区民同士の交流の促進や観光の振興に向けた機能の充実と施設機能を十分に発揮できる安定した運営体制の実現を目指します。

2 施設概要は、記載のとおりです。

二ページを御覧ください。3 施設の現状です。コロナ禍の影響があり、来客数が減少して離れてしまったこと、また、三軒茶屋エリアなどは飲食店が多く競合していることも影響し、利用料金の収入がコロナ禍前の水準まで戻っておらず、さらに、物価高の影響から経費単価も増大していることから赤字運営が続いている状況にあり、また、運営体制については、指定管理期間やコスト負担の在り方を含め、指定管理者及び区双方にとって、より望ましい運営の在り方を検討していく余地があります。

レストランは、区内では数少ない百人規模程度の比較的大きな宴会会場として区内各種団体等の会合などに活用されていることなど一定の需要もあり、また、観光事業で利用されているなど、様々に利用されている状況です。

一方で、個人利用は減少しており、コロナ禍前の平成三十年度と令和七年度の利用人数

を比較すると半減以下となっており、展望エリアの来場者数も減少したままとなっております。

三ページを御覧ください。4 サウンディング型市場調査での事業者からの主な提案事項は記載のとおりでございます。

5 基本コンセプト（案）についてです。施設の利用状況、課題及びサウンディング型市場調査結果を踏まえ、基本コンセプト（案）を整理しました。

ページが飛びますが、六ページを御覧ください。資料下部に記載のとおり、基本コンセプトは、展望ロビーを最大限活用し、多くの区民にとって入りやすく、自由で居心地の良い空間をつくるとともに、区民どうしのつながり、まちづくりへとつなげていくパブリックスペースとしております。

また、コンセプトの実現に向けて四つの機能を設定しております。一点目は展望ロビーです。区全体を見渡すことができる貴重な展望ロビーの価値を向上させるとともに、観光や区民が利用しやすく、居心地のよい空間づくりとしています。二点目は、多世代憩い・交流機能です。子ども・若者・子育て世代から高齢者まで幅広い区民が憩い交流できる広場づくりとしています。三点目は、多様な活動が集まる場です。区民の多様なニーズに応じた活動の場を用意するとともに、講演会やイベントなど大人数で集まることのできる場づくりとしています。四点目は、まちづくりです。三軒茶屋をはじめとする世田谷の魅力や活力の向上につながる活動や交流を促進し、地域のまちづくりを支える場としております。

四ページにお戻りください。6 今後の事業者公募・選定にあたっての基本的な要件についてです。一点目は、飲食機能については、多様な区民の交流、居場所等としての有効活用が期待されるため、カフェなどの軽飲食以上の機能は求めるものとします。

二点目は、運用の工夫等により、宴会、会合、レセプション、イベントなどが五十人から百人程度の規模で実施できるスペースの確保を求めるものとします。なお、各利用の際には施設内の飲食機能での食事提供は必須とせず、ケータリングなどでの対応も可といたします。

三点目は、特定の利用者に施設の一部を長期間にわたって占有させることは望ましくない一方で、収益性の観点から事業者の提案の自由度を狭めないために、展望エリアを除き、一定程度の占有については提案内容によっては認めるものといたします。なお、一時的な利用制限も同様に提案内容により認めるものといたします。

四点目は、施設の利用用途について、ピアノや歌などの音楽演奏、演劇での利用など幅広い活動を認めていく一方で、下の階に音や振動が伝わる利用は制限するものとします。

五点目は、指定管理制度を継続していくとともに、施設整備、運営に係る費用について、公共性の高い場合は区がコスト負担し、民間収益が取れる場合は民間事業者でコスト負担する役割分担とし、初期投資回収の観点から指定管理期間は十年を基本といたします。

7 施設利用者・区民からの意見募集です。今後、基本コンセプト（案）を基に、施設内において利用者へのアンケート調査を実施いたします。また、施設利用者以外からの意見も把握するため、三軒茶屋で開催されるイベントを活用した意見募集のほか、「区のおしらせ」、LINEを活用し広く区民を対象とした意見の募集を実施するとともに、いただいた意見等を踏まえ、公募要領の策定を進めていきます。

8 追加のサウンディング型市場調査の実施です。サウンディング調査に参加した六事業者等に対し、公募要領の策定等に向け、事業の実現可能性や市場性、費用負担などを把握するため、追加でのサウンディング調査を引き続き実施していく予定でございます。

五ページを御覧ください。9 今後のスケジュール（予定）です。まず、九月から十一月にかけて、基本コンセプト（案）について、施設利用者や区民を対象としたアンケート調査やイベント等での意見募集を行うとともに、追加のサウンディング型市場調査を実施いたします。その後、いただいた意見や追加サウンディング型市場調査の結果を踏まえて公募条件を整理し、令和九年度中に指定管理者の指定を行い、令和十年三月の指定管理期間終了後、中長期保全改修及び内装工事を経て令和十一年一月以降のリニューアルオープンを目指してまいります。

私からの説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 次に、㊦上祖師谷まちづくりセンター移転に伴う基本設計（案）について、理事者の説明を願います。

○荒木烏山総合支所地域振興課長 それでは、上祖師谷まちづくりセンター移転に伴う基本設計（案）について御説明させていただきます。

なお、本件につきましては区民生活・福祉保健常任委員会の併せ報告とさせていただきます。

1 主旨と2 これまでの主な経過を御覧ください。上祖師谷まちづくりセンターは平成三年四月の開設以来、その土地、建物を賃借して営業しており、狭隘化、エレベーターがないなどの課題がございました。令和五年度に地区の中心部において施設環境の改善ができる広さの用地の確保ができたことから、整備の方針を定め、検討を進めてまいりました。令和六年二月に整備方針案、令和七年四月に基本構想案を当委員会にお示しし、このたび基本設計（案）を取りまとめたものでございます。

3 整備における主な基本方針です。（イ）の部分をお覧ください。北側に隣接する上祖師谷一丁目公園の緑との連続性を持たせた施設とすることとし、緑豊かで落ち着きのある町並み等との調和を図ります。

4 基本設計（案）の概要です。計画の敷地は第一種低層住居専用地域となっております。

二ページ目にお移りください。②施設概要です。既存の延べ床面積は四百十平方メートル、整備後は約五百八十平方メートルとなります。主な諸室は、まちセン、あんすこ、社協の事務室、活動フロアとなります。

㊦配置計画です。北側に隣接する上祖師谷一丁目公園との一体性、連続性を持たせる計画としてございます。

㊧平面計画です。まちセン、あんすこ、社協の三者が連携し、効果的、効率的に事業展開が図れるよう、事務室や相談室などについて必要な面積を確保いたしました。

㊨外構計画です。公園とつながる北側に出入り可能なテラスを設け、施設利用者、公園利用者が共に憩える工夫してまいります。

三ページ目にお移りください。事業の概算経費ですけれども、約五・九億円、維持管理費として年間三百四十万円を想定してございます。

6 今後のスケジュールです。今月中に実施設計案をまとめ、令和十年度中の開設を予定してございます。

四ページ目右側、案内図をお覧いただければと思います。計画の予定地は烏山駅から南側へ約六百メートル、徒歩で七、八分程度のところに位置してございます。施設東側、図面でいくと右側になりますけれども、児童館や図書館が入っている粕谷区民センターと比較的近い位置にございます。

五ページ目、配置平面図等になります。上が一階の平面図、下が二階の平面図となっております。方角でいくと上側が北の方向、上祖師谷一丁目公園に隣接しており、南側は

広めの道路に隣接してございます。一階図面の上の部分、テラス部分になりますけれども、公園とつながる箇所については開閉式のドアを設けることで、エントランスロビーを含め可能な限り開放できるよう計画してまいります。

また、一階図面の左側に公園という記載がございますけれども、こちらは隣接する上祖師谷一丁目公園の部分として南北へ通り抜けができるよう整備していく予定です。

御説明は以上になります。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 次に、㊤世田谷区国際交流推進指針（案）の策定について、理事者の説明をお願いします。

○大谷文化・国際課長 それでは、世田谷区国際交流推進指針（案）の策定について御説明いたします。御説明は一ページから四ページまでのかがみ文で御説明を差し上げます。

まず、1の主旨でございます。区は、平成三十年に国際交流に焦点を当てたこれからの国際交流のあり方を策定いたしました。そこから七年が経過し、コロナ禍での中断、また、今日的な検討を加えまして、世田谷区国際交流推進指針と改めて、この方向性を明確にするため策定したものです。

2世田谷区国際交流推進指針（案）の概要でございます。

㊤です。本区における国際交流の定義を下の四角で囲ってありますとおり、姉妹都市や交流都市・団体との継続的な関係形成を通じて相互理解を深め、市民、小中学生、教育機関、文化団体、行政など多様な主体による人的交流を積み重ね、その成果を区民生活および区の施策に還元していく取り組みと定義いたしました。

㊤のこれまでの国際交流の評価と課題です。区の国際交流は、姉妹都市等との人的交流を中心に小中学生の派遣、受入れ、文化・スポーツ分野での交流を行い、一定の成果を上げてまいりました。

一方で、成果の可視化や共有、戦略性の不足、庁内連携や推進体制、交流手法の転換への対応等の課題がございます。このため、今後は目的と効果を明確化し、全庁的な方針の下、戦略的に事業を展開し、その成果を区民生活や施策へ還元していくことが必要と考えております。

㊤区にとっての国際交流の効果として、次の四点、①から④を記載しております。①

が区民の国際理解の促進、次のページ、②人的ネットワークの形成、③行政施策への知見の還元、④自治体外交の推進でございます。区はこの多様な交流を創出して、これらの効果をもたらすよう取り組んでまいります。

㊥国際交流事業の推進方針です。ここで、表で六つ記載してございます。先ほど述べました定義や課題、効果などを踏まえて、以下の方針で事業を進めてまいります。

方針1 既存の姉妹都市、交流都市・団体との交流の深化です。これまで築いてきた関係を区の重要な財産と位置づけて、新たな姉妹都市の拡大そのものを目的とするのではなく、既存都市との交流の充実を図ります。交流都市等については、現在の交流の充実を検討し、さらなる深化を図ります。

二つ目は、多様なテーマ型交流の推進です。既存の都市との交流については、分野の拡大や多様化を図るとともに、新規の都市や団体からの申出については姉妹都市提携によらないテーマ型交流と位置づけ、方向性を確認した上で可否を検討いたします。

3 交流推進のしくみの整備でございます。文化・国際課が庁内の国際交流に関する情報を集約し、庁内の検討組織である国際化推進協議会、国際化推進委員会、これらを活用して、区全体で交流提案を検討してまいります。

4 大使館等との連携です。区内大使館や米国大使館等と連携し、国際理解と交流の機会を広げ、自治体国際化協会、クレアなどの専門関係機関からもアドバイスを得ながら多様な交流を推進してまいります。

5 オンラインを活用した交流です。オンラインの手法も取り入れ、時間や距離に左右されない継続的な交流を確保してまいります。

6 自治体外交の視点を持った交流の推進では、地方自治体が主体となる国際交流として、双方の都市の魅力を高めながら国際ネットワークの形成を推進してまいります。

㊦交流推進の条件です。今後の新たな交流先の選定に当たっては、以下の条件を基に検討を進めてまいります。

まず、①の基本的な条件ですが、良好な治安、衛生環境、政治経済情勢の安定は重要な要素と考えております。

次のページの②地域としては、現在の区の姉妹都市や交流都市等の配置を踏まえて、世界各地とバランスよく交流を図るよう考慮してまいります。

③交流の分野として、教育交流を中心に小中学生に加え、若者世代同士の交流の可能性についても調整を行います。あわせて、文化、芸術、スポーツ、産業、観光、まちづく

り、福祉など多様なテーマへの発展の可能性も検討してまいります。

④その他（固有の条件）としましては、交流の相手方に交流の意思がまずあること、そして、人的資源が存在し、その方が継続して交流する可能性が高いこと、また、オンライン等を活用した交流も含めた双方向での交流が見込まれること、この三つの要件に基づいて検討してまいります。

概要については以上でございます。

指針（案）の本文については五ページ目以降となっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

御説明は以上です。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

—————

○平塚けいじ委員長 次に、㊤高雄市及びバンバリー市への区民ランナー派遣について、理事者の説明をお願いします。

○大谷文化・国際課長 それでは、高雄市及びバンバリー市への区民ランナー派遣について御報告いたします。

まず、1の主旨でございます。区はこれまで、国際交流の一環として姉妹都市とのマラソン交流を行っており、姉妹都市のオーストラリア・バンバリー市とは両区市のランナーの派遣、受入れによる相互交流を通じて両自治体間の交流を深めています。

また、今年一月に高雄市と世田谷区との文化交流に関する覚書を更新した際、高雄市の運動発展局の局長との面会でマラソン交流の具体化について協議を行い、また、この八月、高雄市青少年交響楽団とせたがやジュニアオーケストラの交流コンサート実施時に高雄市とマラソンコースの实地踏査、また、同局長と面会をしまして具体的な調整を行いました。

この結果、台湾・高雄市のマラソン大会への区民ランナー派遣に向けた条件が整ったことから、直近、令和九年一月の大会から区民ランナーの派遣を行うことといたします。

また、令和九年四月にバンバリー市で開催されるマラソン大会については、令和八年度に続き令和九年度も区民ランナーを派遣し、交流の充実を図ることといたします。

2派遣概要についてです。

まず、㊤の高雄市とのマラソンの交流です。区民ランナーの派遣は、令和九年一月八

日金曜日から十一日月曜日まで、三泊四日の予定です。人数はランナー二名とし、参加者は公募で募集し、応募多数の場合は抽せんにより決定いたします。参加者には、一月十日に開催される台湾高雄富邦マラソン大会のフルマラソンに出場していただきます。このほか、大会主催者への挨拶、マラソン出場後に開催される交流会への出席を予定しています。募集期間は令和八年十月一日から十五日までです。

なお、令和九年の大会は高雄市への区民ランナーの初めての派遣となりますので、大会の運営状況、受入れ体制の確認を目的として区職員が随行する方向で調整を進めています。

また、高雄市の世田谷246マラソン大会への受入れにつきましては令和九年度に第一回を実施し、その後は派遣と受入れを隔年で行う方向で調整しています。

㊦バンバリー市とのマラソン交流です。区民ランナーの派遣を令和九年四月上旬に実施する予定です。人数は二名。参加者は公募で募集し、応募多数の場合は抽せん決定いたします。参加者には、四月十一日に開催の3ウォーターズマラソン大会に出場していただきます。フルマラソン、またはハーフマラソンのいずれかに出場するかは参加者の選択となります。

このほか、バンバリー市長への表敬やホームステイなどを予定しており、募集期間は令和九年一月上旬開始の予定です。

3の費用については、両大会とも往復の航空運賃の半額以内を区から助成金として交付いたします。

4の周知方法は、「区のおしらせ」、区ホームページ、クロッシングせたがやなどでの広報を予定しております。

5の今後のスケジュールについては記載のとおりで、派遣されたランナーはマラソン大会から帰国後、区長表敬を予定しています。

御説明は以上です。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 次に、㊧姉妹都市等との教育交流事業について、理事者の説明をお願いします。

○大谷文化・国際課長 それでは、姉妹都市等との教育交流事業について御報告いたしま

す。

本件は、区民生活常任委員会と文教常任委員会の併せ報告でございます。

まず、1の主旨でございます。区はこれまで、姉妹都市であるカナダのウィニペグ市、オーストリア・ドゥブリング区及びオーストラリア・バンバリー市との間で小中学生の派遣及び訪問団の受入れによる教育交流事業を実施し、相互理解と友好親善を深めてまいりました。

このたび、令和八年度から世田谷区教育振興基本計画における施策、国際理解教育の推進に基づく海外体験活動のさらなる充実に向けて、三姉妹都市に新たにアメリカ・オレゴン州ポートランド市との教育交流事業を加え、以下のとおり実施することといたします。

2 令和八年度姉妹都市等教育交流事業についてです。

㊦の派遣事業は、区立中学校の二年生を海外に派遣いたします。概要は表に記載のとおりで、カナダ・ウィニペグ市の派遣団は令和八年九月十七日から二十七日まで、生徒十六名、引率四名です。アメリカ・オレゴン州ポートランド市への派遣団は、令和八年九月二十八日から十月八日まで、生徒二十名、引率四名です。オーストリア・ウィーン市ドゥブリング区への派遣団は十月十六日から二十三日まで、生徒十六名、引率四名。オーストラリア・バンバリー市への派遣団は十一月五日から十三日まで、生徒十六名、引率五名です。

交流内容としては、首長等への表敬訪問、学校訪問での生徒同士の交流、ホームステイなどが予定されています。

㊧の受入事業についてです。アメリカ・オレゴン州ポートランド市の中学生訪問団の受入れは令和八年五月八日から二十一日まで実施しまして、十三歳から十四歳までの生徒三十三名、引率五名が世田谷区を訪問しました。

オーストラリア・バンバリー市小学生親善訪問団の受入れですが、令和八年九月二十九日から十月八日までを予定しており、十一歳から十三歳までの児童十五名、引率五名が世田谷区を訪問します。

カナダ・ウィニペグ市中中学生親善訪問団の受入れは、令和九年一月二十五日から二月六日まで、十二歳から十五歳までの生徒十六名、引率四名でございます。

交流内容としては、表敬訪問、学校での児童生徒同士の交流、ホームステイなどが予定されております。

御説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 次に、㊦「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」（素案）について、理事者の説明をお願いします。

○島人権・男女共同参画課長 それでは、「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」（素案）について御説明いたします。

まず、一ページの1主旨でございます。本プランは、令和八年度に現行プランが期間満了を迎えることから、この間生じた新たな課題などを分析、検討し、策定するものでございます。このたび素案を取りまとめましたので御報告いたします。

2の計画期間につきましては、基本計画、実施計画の計画期間と整合を図るため、令和九年度から令和十三年度の五年間といたします。

次に、3骨子からの主な変更点でございます。

一点目として、区の現状に関する統計を掲載しております。

また、二点目として、施策に向けた検討として、後期計画の評価と今後の課題について、四六ページから五二ページ辺りに掲載をしております。

また、三点目として各指標及び重点事業を記載のページに掲載しております。

また、四点目として、各課題に掲げる施策に連なる事業を掲載しております。

続きまして、4素案の内容につきましては、資料1、概要版にて御説明をいたします。右肩三ページにお進みいただけますでしょうか。1計画の趣旨でございます。こちらは、男女共同参画基本法、また、世田谷区基本計画を踏まえ、また、区においては男女共同参画社会の定義を男女だけではなく多様な性を含めたすべての人が尊重され、参画できる社会とし、平成二十九年に世田谷区第二次男女共同参画プランを策定しました。

さらに、平成三十年には世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例を制定し、この間、ジェンダー平等に向けた取組を一層推進してまいりました。

しかしながら、政策や方針決定過程への女性の参画の少なさや、育児、介護などのライフイベントに女性への負担が偏る状況が見られ、男性においても長時間労働や家族を養う経済力が求められるなど、固定的な性別役割分担意識とそれに基づく社会構造は依然として根強く残っております。

特に女性においては、所得の向上や経済的自立が妨げられる状況が続き、ジェンダーに

起因する暴力やハラスメントなどが複合的に重なることで困難な状況に直面することも少なくありません。

こうした状況を踏まえ、人権尊重やジェンダー平等に関する意識の向上、困難な状況にある女性への支援の充実、暴力やハラスメントは許されないとする社会の意識醸成は喫緊の課題となっております。

また、パートナーや家族の関係性の在り方が多様化している一方で社会の差別や偏見も生じており、個人の尊厳が尊重されるよう地域社会全体で理解を深めていくことが求められます。

本プランでは、こうした課題について、地域の一人一人が当事者としての意識を持ち、理解を深め、着実に取組を進めることで地域におけるジェンダー平等の実現を目指すものです。

続いて、四ページにお進みいただけますでしょうか。こちら、計画の性格と位置付けについては記載のとおりでございます。

右下に計画の理念が記載されてございます。一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが自分らしいライフデザインを描くことができるジェンダー平等社会の実現を今回のプランの基本理念としております。

続きまして、五ページ目にお進みいただけますでしょうか。こちらは目指す社会の実現に向けた計画の方向性でございます。こちらの内容は、先ほど三ページで御説明した計画の趣旨と重なるところもございますので、本プランにおける用語の定義を中心に御説明させていただきます。

まず、二段落目の青字の箇所につきましては、国やSDGsなどにおけるジェンダー平等、ジェンダー主流化の一般的な定義を記載してございます。

続いて、三段落目のオレンジの箇所、ジェンダーという言葉については、この間の計画の趣旨や区の条例などを踏まえ、本プランでは社会的・文化的に形成された性別像〔性自認や性的指向についての社会通念、像を含む〕、こちらをジェンダーの定義といたします。

また、四段落目のジェンダー平等社会につきましては、性別等にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担う社会と定義をしております。

最後の段落に、その社会を実現していくための方策であるジェンダー主流化について、ジェンダー平等の視点を取り入れ、地域や行政の取組みに生かしていくことと定義をしています。

ジェンダー主流化の推進により、ジェンダー平等の視点を普遍化、当たり前化としていくよう取り組んでまいります。

続きまして、六ページにお進みください。こちらの図では、地域と行政が両輪となってジェンダー平等社会の実現に取り組んでいくということを示しております。

次に、七ページにお進みいただけますでしょうか。6計画の体系を記載してございます。本プランでは後期計画にあった四つの基本目標を三つに整理、統合し、新たな課題として課題2、課題7、課題9を設定しております。また、ジェンダー平等の着実な推進に向け、区の推進体制の方策1を新たに設定しております。

続きまして、九ページにお進みいただけますでしょうか。九ページ以降につきましては、各基本目標と課題、指標などを掲載しております。概要版には掲載しておりませんが、本編のほうには施策に連なる事業も掲載しております。

それでは、基本目標Ⅰから主なポイントを中心に御説明させていただきます。

基本目標Ⅰ ジェンダー平等社会の実現に向けた総合的な取組みの推進でございます。こちらでは、課題1から4を設定しております。中でも今回新たに体系を整理したことで設定した課題2においては、性別や年齢等にかかわらず、一人ひとりが希望するライフデザインを描き、仕事や家庭生活、地域活動などにおいて主体的に選択し、参画できる社会の実現に向けた取組みを推進してまいります。

特に5の子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援についてですが、子ども、若者が進学や職業選択などにおいて主体的に選択できるよう、こういった取組を推進してまいります。

続きまして、一〇ページにお進みください。本プランでは、社会における区民の意識を捉える指標として現状把握指標を新たに設定しております。基本目標Ⅰでは、固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合を置いております。また、区の施策の効果を把握するための指標として、各課題に対応する成果指標を設定いたしました。

例えば、課題2については、キャリア教育や職業体験、若者へのライフデザイン形成支援などにより、社会規範やしがらみに捉われることなく多様なライフデザインを描き、主体的に生き方を選択できることを目指し、将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合

を成果指標に設定したほか、課題3につきましては、地域や防災分野における女性参画の促進に向け、せたがや女性防災リーダーによる地域啓発研修の参加者数を設定しております。

また、成果指標の目標値を達成するための取組として、重点事業を記載のとおり定めております。

続きまして、一一ページにお進みください。基本目標Ⅱあらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現でございます。こちらでは課題5から8まで、四つ設定をしております。中でも課題6につきましては、多様な相談の実施や安全確保と生活再建に向けた支援、また、関係機関や児童虐待防止の取組みとの連携を進め、より充実した支援を行ってまいります。

ニーズに応じた相談事業の実施といたしましては、DV相談、女性相談、男性相談、せたがやなど様々な悩みや状況に応じた相談事業を実施するほか、今回新たに設定をしている課題7につきましては、女性相談の支援員の質の向上や、困難な問題を抱える女性の居場所の創出や生活力の向上支援を行うなど、支援の充実や関係機関、民間団体との連携強化を図ってまいります。

続いて、一二ページにお進みください。現状把握指標としては、「DVが一〇〇%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合を置いております。

成果指標では、課題5について、DV等、暴力防止に向けた講座やアクティブ・バイスタンダー講座、学校出前講座などを通じて、DVやデートDVに当たる言動について理解が深まった人の割合を高めていきたいと考えております。

また、困難な問題を抱える女性や犯罪被害に遭われた方が必要な支援につながれるよう、女性相談窓口や犯罪被害者等相談窓口の認知度向上にも努めてまいります。

重点事業は記載のとおりでございます。

続きまして、一三ページにお進みいただけますでしょうか。基本目標Ⅲ多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進でございます。こちらでは課題9から二の三つを設定しております。

課題9では性の多様性に関する理解を広げ、性的マイノリティーへの人権が尊重される社会の実現に向けて、意識啓発や支援体制の充実を図ってまいります。

また、新たに設定した課題二では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進として、子ども・若者期から自分と相手を共に大切にする意識を育み、生涯を通じてリプロ

ダクティブ・ヘルス／ライツについて考え、学ぶ機会を創出してまいります。

続いて、一四ページにお進みください。現状把握指標としては、性的マイノリティへの人権施策が必要だと考えている人の割合を置いております。

また、成果指標といたしまして、課題9については、性の多様性を尊重するために、自分ができることをイメージできた人の割合を置いております。意識醸成にとどまらず、行動変容による人権の尊重につながる指標を設定したものでございます。

また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の認知度につきましては、転入、転出などにより数値が低下していることが推察されることから、効果的な普及啓発を促進することにより、目標達成に向けて引き続き取り組んでまいります。

重点事業は記載のとおりでございます。

最後に、一五ページにお進みください。区の推進体制でございます。こちらでは、方策1から3を設定しております。

方策1では、ジェンダー平等推進のための体制整備・強化として、ジェンダー平等意識の醸成に向け、ジェンダー主流化のモデル事業の実施や、ジェンダー統計を活用した施策検討の手法を示すことで取組を推進してまいります。

また、方策2では、職員が働きやすい職場環境の整備に取り組み、管理監督的立場への女性の登用率の向上や仕事と生活の両立支援に取り組んでまいります。

続きまして、一六ページにお進みください。成果指標といたしまして、方策1については、「ジェンダー主流化」という言葉の理解度を挙げております。ジェンダー主流化という言葉の認知度ではなく理解度を設定し、正しい理解促進を図り、より効果的な施策展開につなげていけるよう取り組んでまいります。

また、方策2の育休の取得率につきましては、一週間以上の割合については九三%である一方、一か月以上では七七・六%にとどまっている状況でございます。特定事業主行動計画にも掲げております八五%を達成できるよう、仕事と家庭の両立支援、周知啓発に係る所管とも連携して取り組んでまいります。

それでは、一ページのかがみ文にお戻りいただけますでしょうか。今後のスケジュールでございます。この後、九月にパブリックコメント、また、らぷらすフェスタにおける意見聴取を予定しております。十月には、児童生徒の男女共同参画に関する意識アンケートを実施予定です。その後、十一月に審議会からの答申を経て、令和九年二月、区民生活常任委員会にて計画案を御報告し、三月に策定を予定しております。

長くなりましたが、御説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○原田竜馬委員 一点お伺いしたいんですが、ちょっと細かくはなるんですけども、一二ページ、基本目標Ⅱのところ、成果指標に女性相談窓口の認知度というふうに書かれておりますが、基本目標Ⅱというのは、あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現ということで、なぜこの女性相談窓口の認知度というものを成果指標にしているのかということ、これを少し教えてもらえればと思うんですが。

○島人権・男女共同参画課長 こちらにつきましては、課題7として困難な問題を抱える女性への支援の充実を挙げていることから、この課題7にひもづく成果指標として女性相談窓口の認知度を挙げております。なぜこちらに困難な問題を抱える女性への支援の充実を位置づけているかといいますと、令和六年の四月に女性支援新法が策定をされまして、区のほうでも困難女性支援のための施策に関する基本的方針というものを令和七年三月に策定をしております。今回、この女性支援新法に基づく計画について、このプランに内包していく形になりますので、今回新たに課題7に困難女性への支援の充実を入れているというところでございます。

○原田竜馬委員 ありがとうございます。今御説明いただいて納得した部分もあるんですけども、ここ数年で男性からのDVの相談件数というのがかなり増加をしているというふうなことはメディアでも取り上げられているところかと思えます。男性でも相談ができる、しやすくなってきたのかなというふうには思うんですけども、もちろん、件数で見ると、女性の相談というのは男性に比べて多いわけでありましてけれども、この課題7にひもづいての女性相談窓口の認知度ということかと思うんですけども、やはりまだまだ相談することが難しいと思っているような男性も多くいる中で、この男性相談窓口の認知度といったようなことも、この7に入れてしまうと、7は女性というふうに書かれているので難しいのかもしれないんですけども、女性だけではなく男性の相談窓口の認知度というのも指標といいますか、そういったところに組み込んでいくということはないのかなというふうに思うんですけども、そこをお伺いできればと思います。

○島人権・男女共同参画課長 男性相談の必要性につきましては、当課としても大変重要だというふうに考えております。本編のほうでいきますと、右肩の九九ページ、また、一〇〇ページの辺りに課題6の中に男性相談の件数の推移ですとか、また、それに応じた事業展開として男性相談の実施というところを掲げております。

九九ページを御覧いただきますと男性相談の件数というのは増加傾向にございまして、令和七年で百七十九件、令和元年が十五件だったことを考えると、かなりの数、増加をしているという状況でございます。こうしてつながった方を適切な支援のほうにつなげていくのですとか、あとは相談支援の体制というのは引き続き充実していく必要があるというふうに考えております。

指標として設定していくかどうかについてはあれなんですけれども、男性相談というのは、言われているとおり、相談にそもそもつながりにくい、なかなか男性自身も困り事に気づいていないという場合もございますし、また、男性自身の、例えば相談することについてのハードルというのが高いということがあって、男性相談そもそもがすごくつながりにくいものとして、この間、専門家の先生にもいろいろとお話を伺ったんですけれども、相談窓口をしっかりと設置しているということはまず大事であるけれども、その相談のつながりにくさというのは専門家のほうでもいろいろと検討しているところだというふうな御意見がございました。

区のほうでも引き続き、男性が相談のほうにつながるように、いろいろ取組を推進していきたいというふうに考えております。

○河野俊弘委員 今、男性相談についての質疑があったので、私のほうからも一点確認というか、質問させていただきたいんですけれども、必要性というのは素案の中にももちろん書かれていて、男性相談の数というのも令和元年の数からもかなり今増えて百七十九件というのも出ていますが、下のページで七八ページ、右肩のページだと違うのかな、九九か。さらに、先のほうのページで男性の自殺者数というのも四十代で女性の約二・八倍で、動機は、経済とか生活問題、勤務問題とか、数字というのを区のほうでも明確に出していらっしゃる中で、やはり問題は、見せ方として、この中で、次のページのほうで、女性のDV相談は総合支所五か所、プラスらぷらすでやっているのにもかかわらず男性はらぷらすの一か所で、記述とかも短く二行くらいしか書いていないということで。

そして、課題6の成果指標が重点事業四本、そのどこにも男性相談がないというところで、必要性を書いた計画というのが事業と指標には下りてきていないのかなというふうにもちょっと見えてしまうので、そこでやっぱり男性相談がDVだったりとか、経済とか生活の問題を把握したときに、一体誰がどういうタイミングでどこに引き継ぐのかというのを計画案の中で示していくべきではないかなというふうにも思っているんですが、いかがでしょうか。

○島人權・男女共同参画課長　ありがとうございます。男性相談の必要性、また、施策とか取組の必要性については本当に重要だというふうに認識をしております。また、御指摘のとおり、自殺率などについても対応が必要かと思えますけれども、やはり男性相談の難しさというところは、そもそも相談になかなかつながってこないというところが一番大きくあるのではないかとというふうに考えております。

今困っている方もそうなんですけれども、例えば、基本目標Ⅰの辺りにもございますが、ジェンダー平等の取組を推進していく中で、男性だからといって相談してはいけないですとか、例えば家族を自分一人で支えなければならないですとか、固定的な性別役割分担意識についても、そういった意識に影響しているのがあるのではないかと思います。

そういったところも含めまして全体的に施策を推進して、男性が相談につながりやすくなるような環境整備というものをつくっていかうと考えております。

○河野俊弘委員　ぜひそういった部分も、女性側とかというのは、今の現状だとか法に基づいて支援調整会議とか、そういうものもあるかと思うんですけれども、男性側にそれと相当するような道筋みたいなものがやはり見えづらい、顕在化しにくいということであれば、そういったところの整理とかいうのも指標の中にしっかり組み込んでいただきたいということを要望しておきます。

○桃野芳文委員　それぞれ成果指標を立てていらっしゃると思うんですけれども、令和十三年度の目標値というのがそれぞれ入っていますけれども、これがどういう考えに基づいて示されているのか。数字を見ても、これが積極的な目標なのか消極的な目標なのかというのがちょっと判断がつかないんですけれども、何かこういう考え方で目標値が入りますというようなものがあるのかなのか、教えていただけますか。

○島人權・男女共同参画課長　全体として統一した、こういった基準に基づいてということはありませんが、現状値から目標値のほうを算出しているというケースが多いかと思えます。

また、区の推進体制のほうである、例えば男性の育休取得者、取得率の割合が八五%というところは特定事業主行動計画のほうから持ってきているものなどもございます。

○桃野芳文委員　いろんな目標の立て方ってあると思うんですよね。なので、それぞれが何か積み上げた根拠がある必要が必ずしも必要だとも思っていないんですよ。数字を掲げて、これに向かって頑張っていくぞという立て方もあるので、それはそれで否定するものでもないんですけれども、これを見たときに、ちょっと気になるというか、何でだろうな

と思うところも何か所かありまして、例えば右上一〇ページの将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合の小学生のところって、八三・〇%というふうな数字が入っているんですけども、ほかの数値を見ると、大体〇とか五とか切り番が入っているんですけども、ここは八三・〇と入っているんで、これだけちょっと浮いて見えるというか、何なんだろうかなと思うのが一つと、あと、一六ページの庁内の管理監督的立場に占める女性の割合というところがあるんですけども、現状値が四一・八%で目標値が四三・〇%という数字が入っていて、これも四三という五でも〇でもない数字が入っているから何か計算根拠があるのかなと思うのと、もう一つは、やっぱり皆さんが、自分たちが何か努力しなきゃいけないというか、自分たちが変わっていかなくちゃいけないところに関しては割と消極的な数字が入っているんじゃないかなというふうにも見えてしまうんですけども、その点についてお答えはありますか。

○島人權・男女共同参画課長 まず、一点目の将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合につきましては、基本計画のほうにこの数値というのが令和九年度の数値まで入っておりますので、こちらの数字につきまして記載をしているものでございます。

また、区の推進体制のところの四三%の数値につきましては、特定事業主行動計画において、区の管理職の管理監督的立場の女性の割合、四〇%以上という目標を掲げておりますけれども、現状値として四一・八%というふうになっておりますので、そちらを超えた形ということで、現状値から計算する形で目標値四三%というものを示しております。

○桃野芳文委員 横引きしている数字については、ちょっとどういう根拠というか、どういう計算なのかというのはもしかしたら分からないのかもしれませんが、八三という数字が入っているので、それはどういうことで、横引きしただけですと言われちゃうと、それが妥当なのかというか、何なのかというのもちょっと判断しづらいというのが一つと、女性の割合についても、現状値が四一・八で四三、それもどこから数字を持ってきた部分があるというふうな話でしたけれども、それが果たしていいのかなという気もするんですよね。

それが正しいというか、賛同する人が多いかどうかは別ですけども、よく言われるのは、やっぱり男性と女性しかいないんだから、管理職だとか意思決定に参画する人数だって半々に近づけていくのが当然なんじゃないかというようなお話というか、そういう意見もあるわけじゃないですか。

だから、目標値としてこの四一・八を四三というふうに見せられちゃうと、今私が言っ

たようなところからはちょっと離れているのかなと思うし、四一・八を四三にすると言われても、ちょっと誤差ぐらいの感じなんじゃないのというふうに感じてしまうんですけれども、そんなことはないですかね。

○島人權・男女共同参画課長 私も同じように考えておりますし、やはり女性の管理監督的立場の割合というところがこの数字でいいというふうには考えておりません。ただ、現状で管理監督的立場になるためにはいろいろなハードルがあるかなというふうに考えております。例えば、係長になる年齢というところが、男性と女性と比べて女性のほうが十歳上であるというところがございます。十歳上である、五十歳ぐらいでなる方が多いということになるんですけれども、そうするとどうなるかといいますと、管理職に上がるにはちょっと遅過ぎるというか、その先がなかなかつながっていかないというところもございます。

また、現状、育休ですとか産休で二十代、三十代の頃にキャリアが途中で一回お休みになって、そこからまた復帰してという形で、そのブランクというところも実際問題としてはあります。

ですので、そういったところの解消ですとかに引き続き取り組んでいくことによって、ちょっと時間はかかっていくものなのかなというふうに考えております。今回は令和三年度の目標値ということですので、ちょっと消極的な数字に見えるかもしれませんが、このまま引き続き、この数字については伸ばしていくように取組を進めていきたいというふうに考えております。

また、すみません、先ほどの基本目標Ⅰのところの将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合の令和十三年度の目標値でございますが、こちらにつきましては教育の所管課のほうと数字を調整させていただいて今出したというところの数字でございます。訂正させていただきます。

○平塚けいじ委員長 続きまして、㊦世田谷区民健康村なかのビレジ外二施設改修機械設備工事の請負契約について、理事者の説明を願います。

○森田区民健康村・ふるさと・交流推進課長 それでは、世田谷区民健康村なかのビレジ外二施設改修機械設備工事の請負契約について御説明いたします。

本件は、本日開催の企画総務常任委員会においても御説明を行っております。

まず、1の主旨でございます。世田谷区民健康村なかのビレジは開設より四十年が経過

し、建物が老朽化しており、施設の安全性や機能を確保し安定的な運営をするため、公共施設中長期保全計画に基づく改修工事等を実施いたします。当該工事につきまして、令和八年第三回区議会定例会に契約議案として提出する予定であるため報告するものでございます。

2 契約件名については、記載のとおりでございます。

3 建物概要は、なかのビレジとその附帯施設である森のむら、併せて機械設備の更新等を実施するふじやまビレジの三施設でございまして、建物の概要は記載のとおりでございます。

4 の契約相手方につきましては、株式会社イシイ設備工業東京支店でございます。

次に、5 の契約金額につきましては三億七千七十万円でございます。

次のページにお進みいただき、6 の工期は翌年、令和九年十一月五日までを予定しております。

次に、7 の主な工事内容は記載のとおりでございまして、なかのビレジの空調設備及び給排水設備の改修のほか、森のむらとふじやまビレジの機械設備の更新等を実施いたします。

次に、8 のなかのビレジの休館期間でございます。令和八年八月十七日から令和九年八月中旬までの約一年間の休館期間は以前の御報告から変更ございません。開館後は、運営に支障のない範囲で工事を継続する予定でございます。

次に、9 のこれまでの経過につきましては記載のとおりでございますが、令和八年四月に、本工事につきましては建築工事と電気設備工事とともに入札手続を行い、本件のみ不調となりましたが、七月に再入札を実施し、開札したものでございます。

最後に、10 の今後のスケジュールは記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 続きまして、㊦公共施設の利用ルールの改正及びけやきネットの再構築の検討の方向性について、理事者の説明を願います。

○伊藤市民活動推進課長 私からは、報告 ㊦公共施設の利用ルールの改正及びけやきネットの再構築の検討の方向性についての御説明をいたします。

本件は、都市整備常任委員会、文教常任委員会、D X・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会との併せ報告でございます。

1の主旨についてです。けやきネットシステムの保守期限が令和十年八月末に到来することから、区民から寄せられた意見や要望など、利用ニーズに合わせて公共施設の利用ルールを見直し、新ルールに適合する新システムを導入します。

2現状と課題の整理につきましては、記載のとおりとなります。

三ページを御覧ください。3の施設利用ルールの改正方針につきましては、公共施設等総合管理計画、新たな行政経営への移行実現プラン等の関連計画との整合性を確保しながら、利用ニーズへの対応やシステムの利便性の向上等に向けた検討を行ってまいります。

具体的には、少人数団体の登録、個人の利用、講演会や展覧会などの不特定多数の利用及び地域のスポーツや文化活動に資する民間クラブの利用の許可、団体の登録区分を利用目的に即した区分に細分化することなどを検討してまいります。

けやきネットシステムにつきましては、より簡単で操作性の高いシステムを導入するとともに、キャッシュレス決済やデジタル認証など、利用者への利便性の向上を図ってまいります。

不適正利用対策としては、苦情の多いテニスや体育館利用を重点的に検討してまいります。

六ページを御覧ください。4の予算及び5の条例等の一部改正につきましては、記載のとおりとなります。

6のスケジュールにつきましては、今後、庁内での検討結果をまとめた利用ルールの改正方針を提案し、区民意見募集を経まして改正案を提案する予定でございます。

八ページ以降に区民から寄せられた御意見や御要望などについて一覧として記載をしております。後ほど御覧いただければと思います。

御説明は以上になります。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○河村みどり委員 今回は、このけやきネットに関する再構築の方向性ということを示していただいているんですけれども、スポーツ施設の件で要望させていただきたいと思うんですが、例えば、烏山地域とか北沢地域とか、行政区境の地域は特にスポーツ施設が少ないという課題があると思います。北沢のほうに関しては和田堀の施設も今後できていくというところもあると思うんですけれども、区民の方から、学校の体育館を使いたいんだ

けれども、なかなかオープンにしてもらっていない学校があるというところで御要望いただいたことがあります。

実態としては、きっと学校として使うということだとか、従前からの保護者の団体だとか特別枠的なものだとか、そういったものでオープンにしていない学校もあるようなんですね。ただ、夜間とかでも使っている様子が見えない、いつも暗くなっているの、どこかが常に利用しているというふうには思えないような区民からのお声をちょっといただいております。

以前、また別な方から、お子さんも一緒に楽しむスポーツをされている団体の方から、本当に夜間というか、夕方の時間帯がクローズになっていて、夜間からという、ちょっと遅い時間からしかオープンにしていない体育館があつて、お子さんがなかなかそういう夜の時間帯だと活動できないという部分もあつて、そこはオープンにしているので、夕方の時間からオープンにしてもらえないかというお話が以前あったときに調べていただいたら、やっぱり学校も何年もたつと管理している管理者が替わってくるじゃないですか。校長先生とか、様々な学校の管理者というんですか、そういう方が替わってきて、昔の話が、昔はきっと何か理由があつてクローズしていたんだけれども、支障がないので、どうぞ夕方から使ってくださいと言って、そのお子さんたちのスポーツをする団体の方は、そこもオープンにさせていただいて夕方から使えるように改善していただいた事例があつたんですね。

ですので、時代の変化とともに、やっぱり学校の状況とかも変わってくると思いますので、学校だと所管が違っているわけですがけれども、今回、この報告がありましたので、特に本当にスポーツ施設が少なく、地域で、例えばテニスコートとかを使わせていただいても体育館が使えないとかという様々な各学校の状況があると思いますので、それがそのまま、昔はそうだったけれども、今は使えるようになっている学校もあるのではないかなという可能性があるのではないかと思いますので、ぜひスポーツの所管のほうも、またこの区民生活所管の方で連携していただいて、教育委員会等々を後押ししていただいて、少しでも地域で区民の方がスポーツに親しめる体制をもう一歩つくっていただけないかなというふうに思っているのですが、お願いできないでしょうか。

○中西生活文化政策部長 今、特にスポーツということでお話ございましたけれども、けやきネット利用施設の拡大のお話ということで理解いたしました。おっしゃるとおり、学校の状況というのは月日がたてば変わっていることも当然ありますので、かつてできな

かったことが今はできるというようなこともあるだろうと認識してございます。

区の施設を多機能で利用して区民の方に有効利用していただくというのは確かに必要なことだと思いますので、スポーツ施設としての利用だけに限らずですけれども、教育委員会所管施設の開放ですとか、その他の施設も含めてですけれども、幅広く利用できるように、今後も関係所管で連携協議して拡大に努めていきたいと思います。

○河村みどり委員　ありがとうございます。様々学校でも御事情があるとは思いますが、少しでも改善できるのであれば進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○つるみけんご委員　今、河村委員がおっしゃられたことに非常に興味を持っておりまして、学校の中にはほとんど開放されていない学校もあるというように伺っているんですけれども、基本的には、今、学校というのは地域に開かれた学校を目指していて、これは所管外ではありますが、そうした中で、けやきネットで広く開放して区民の方に利用していただくというふうに精いっぱい努力して取り組んでいらっしゃる学校がある一方で、なかなか地域団体とかいろんな既存の団体があって開放ができないという学校も事情としてあるのは理解しているんですけれども、けやきネットを管轄する地域行政部として、全く開放されていない学校があるとか、そういうところの状況というのは把握されているかと思うんですけれども、どれぐらいの割合でとかというのは、ある程度データを取っていらっしゃるのでしょうか。

○笹本地域行政課長　今すぐ数字が出ないんですけれども、システムをたたけば、どの学校が何割開放していて、どれだけ利用されているというのは分かりますので、後ほど提供できればと思います。

○つるみけんご委員　お願いいたします。全く開放されないというのは、やはり学校の基本的なこれからの方針として、地域行政部としても区民の方に開かれたというところを共有してって考え方を共有してほしいと思います。

それともう一点、別の視点で、昨年、物価上昇に伴って利用料というのが引き上げられたと思うんですけれども、それ以降、利用の状況に変化があったのかというところ、特に区民集会施設とか会議室みたいなものの利用率が非常に低いというようなところもあるように見受けられますので、その物価上昇の影響というのがどのように区民のけやきネットの利用状況に影響しているかを教えてください。

○笹本地域行政課長　施設によって利用率の開きがあるのは、区民利用施設ですと一八%

から何%という数字でお示ししておりますが、利用料金の値上げによって利用率ががたと落ちたということは把握しておりません。高い低いは利便性の高いところ、例えば区民集会施設系で言うと、大体区民センターのように駅直結で傘が要らないような施設は非常に利用率が高いと。ちょっと駅から離れていて交通の便の悪い施設について、また、その夜間については一八%というような低い利用率が示されておりますが、そこには、利用料金の改定の部分というのは、大きな影響はないというふうな形で把握しております。

○つるみけんご委員 数字としては見て取れないというところだと思うんですけども、区民の方からは利用料が上がっているということに対して、皆さんからお金を徴収しながらやっている活動なので結構厳しいよねなんていうお声も聞いているんですけども、地域行政部としては、そういうお声は、認識はありますか。

○笹本地域行政課長 私どものほうには、直接施設の利用料金については、そんなに多くは寄せられておりません。利用料金が上がったんだねということはもちろん言われますし、やはり一番多いのは、その施設を所管しております各総合支所、地域振興課、また、学校開放の施設が一番多いので、そういうところに、現場にも寄せられているというのは把握しておりますけれども、その件数の統計までは取っておらないような状況です。

○つるみけんご委員 物価上昇という中で利用料金値上げやむなしということで、今回、区としては、前回、昨年の十月に上げられるという判断をされたと思うんですけども、物価上昇を理由に上げたのであれば、物価が落ち着いた段階で下げるということも判断としてはあり得る話だと思いますので、そこは利用者の声も聞きながら、また、物価の見合いもきちんと判断していただいて適切な利用料金というものを見定めていただきたいと思います。お願いします。

○平塚けいじ委員長 ここで理事者の入替えを行いたいと思いますが、もう二時間を過ぎますので、十分間休憩を入れたいと思います。再開を十二時十分とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 では、十二時十分とすること、休憩いたします。

午後零時休憩

午後零時十分開議

○平塚けいじ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告事項の聴取を続けます。

次に、㊦世田谷区立大蔵第二運動場ゴルフ練習場の改修工事に伴う休場について、理事者の説明を願います。

○石川スポーツ推進課長 世田谷区立大蔵第二運動場ゴルフ練習場の改修工事に伴う休場について御説明いたします。

1の主旨でございます。世田谷区立大蔵第二運動場ゴルフ練習場は、平成二十二年に区立施設として開設して以降、必要な修繕を行ってまいりましたが、打席の鉄骨や電線管に塗膜の剥離やさびの発生など塗装の著しい劣化が確認されており、設備の腐食進行による施設機能の低下が懸念されております。

パター練習場につきましては、経年劣化により人工芝の剥離や防球ネットの強度の低下等が発生しております。また、施設利用者からは、以前よりバンカー練習場新設の要望も継続的に寄せられております。

こうした状況を踏まえまして、施設機能の維持及び利用者の利便性、快適性の向上を図るため改修工事を実施いたしますので、工事に伴い利用を休止する施設について御報告するものでございます。

2の大蔵第二運動場ゴルフ練習場の改修工事について御説明させていただきます。ゴルフ練習場の施設概要につきましては、記載のとおりでございます。

㊦の改修工事の概要でございます。ゴルフ練習場打席につきましては、壁面塗装、鉄部塗装、屋根塗装の工事を実施いたします。パター練習場につきましては、人工芝の舗装、防球ネット・フェンスの整備、バンカー練習場の整備工事を実施いたします。

㊦利用を休止する期間でございます。令和八年十二月一日火曜日から令和九年三月十八日木曜日を予定しております。

次のページを御覧ください。大蔵第二運動場の配置図でございます。工事エリアを赤枠でお示ししておりますが、ゴルフ練習場の右上部分が打席エリア、テニスコート側にパター練習場がございます。

3の概算経費でございます。一億五千三百九十六万三千円となります。

4区民等への周知でございます。「区のおしらせ」九月十五日号、区、世田谷区スポーツ振興財団及びけやきネットのホームページ、また、施設内の館内掲示で周知してまいります。

説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

—————

○平塚けいじ委員長 次に、㊤世田谷区立尾山台地域体育館の改修工事に伴う一部利用休止について、理事者の説明をお願いします。

○石川スポーツ推進課長 世田谷区立尾山台地域体育館の改修工事に伴う一部利用休止について御説明いたします。

1の主旨でございます。尾山台地域体育館は昭和六十年の開設から約四十一年が経過しており、これまで外壁改修工事、屋根の一部修繕工事を実施するなど、必要な修繕を実施してまいりました。このたび、施設利用者の利便性及び快適性の向上を図るため、施設の老朽化に伴う体育館やロビー等の設備更新及びトイレの改修工事を実施することから、工事に伴い利用を休止する施設について御報告するものでございます。

2の尾山台地域体育館の改修工事についてでございます。

施設概要は記載のとおりでございます。

㊤の改修工事の概要でございます。まず一階部分ですが、体育館につきましては床面研磨、コートラインの貼替え、ポッチャラインの新設といった床面の改修と、折り畳み式バスケットゴール装置の交換を行います。

トイレにつきましては、男女トイレ及び多目的トイレの改修工事として段差解消、床材・壁紙の張替え、ベビーチェア及びベビーシートの新設を行います。

ロビーにつきましては、入り口自動ドアの駆動装置交換、入り口上部とミーティングルームにある防排煙制御装置改修、湯沸かし室の配管交換とそれに伴う天井改修工事を行います。

次に、二階部分ですが、階段上部にあります防排煙制御装置の改修を行います。

また、米印に記載のとおり、ほっとスクールの玄関扉の改修工事も併せて実施いたします。

次のページを御覧ください。㊤の利用を休止する施設及び期間でございます。一階の体育館は、令和八年十二月一日火曜日から令和九年二月十二日金曜日まで。一階のトイレは、令和八年十二月一日火曜日から令和九年三月十二日金曜日までを予定しております。

米印の1でございますが、更衣室は工事エリアではありませんが、トイレ工事の資材の

搬出入等による事故防止のため利用を休止いたします。

次に、二階のトレーニングルームですが、令和九年一月四日月曜日から三十一日日曜日までのうち、三日間を予定しております。この三日間は、米印の2に記載のとおり、階段上部の防排煙制御装置改修工事に伴い階段に足場を設置することから、トレーニングルームの利用を一時的に休止するものでございます。

㊦尾山台地域体育館の配置図でございます。赤枠が今回の工事エリアとなっております。

3の概算経費でございますが、五千六百七十三万三千円となります。

4区民等への周知でございますが、「区のおしらせ」九月十五日号、区、スポーツ振興財団及びけやきネットホームページ、また、施設内の館内掲示で周知してまいります。

説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○桃野芳文委員 体育館が令和九年二月十二日まで休止で、トイレと更衣室が三月十二日までだから、トイレと更衣室は一か月長いじゃないですか。これは体育館を使っている人がトイレとか更衣室、その一か月はどういう手当てになっているんですか。

○石川スポーツ推進課長 まず、工事期間中のトイレの使用についてでございますが、工事の際に設置します工事事業者用の仮設トイレにはなりますけれども、こちらを必要に応じて利用者の方に御案内できるように調整してまいります。

次に、更衣室の使用についてでございますが、限られたスペースではございますけれども、湯沸かし室の入り口付近であるとか、あとミーティングルーム内にパーティションを設置して更衣スペースとして活用するなどの検討をしてまいりたいと思います。

○桃野芳文委員 更衣室ですけれども、確かに移動式、車のついた間仕切りみたいなものがありますよね。ああいうのであれば体育館内に置いておいても必要に応じて立ててもらって片づけてもらうとかできると思うので、特に女性は着替えスペースがないとなかなか利用しづらいと思うので、工夫して、ぜひ配慮をお願いいたします。

○平塚けいじ委員長 次に、㊧大蔵運動公園・大蔵第二運動公園の再整備に係るビジョン（素案）について、理事者の説明を願います。

○鍋坂スポーツ推進部副参事 それでは、大蔵運動公園・大蔵第二運動公園の再整備に係るビジョン（素案）につきまして御説明をいたします。

本件は、都市整備常任委員会との併せ報告となります。

1の主旨です。昭和四十一年に一般利用を開始し、令和十三年度に築六十五年を迎える総合運動場体育館の更新をはじめとする大蔵運動公園・大蔵第二運動公園の再整備に向けて、整備に係る基礎調査を実施し、再整備の内容を検討してまいりました。

総合運動場体育館につきましては、整備手法の方向性を取りまとめ、これを軸として公園全体の再整備に係る基本的な方向性を示す大蔵運動公園・大蔵第二運動公園の再整備に係るビジョンの素案として取りまとめたものでございます。

ここからは、右肩四ページ目からの概要版で御説明をいたします。

まず初めに、本再整備ビジョンの目的です。現在、大蔵運動公園・大蔵第二運動公園は九十三万人の区民を支えるスポーツの場として、拠点スポーツ施設として位置づけておりまして、機能の拡充が求められております。また、一方で運動公園としては昭和四十二年に開設し、総合運動場体育館につきましてはそれよりも一年ほど早い昭和四十一年六月より一般利用を開始しておりまして、施設の老朽化や今後見込まれるスポーツニーズへの対応、世田谷区立公園条例に基づく運動施設面積割合の基準超過など、様々な課題がございます。

これらの課題解決を図るとともに、区民の多種多様なスポーツニーズに対応する拠点スポーツ施設としての再整備に向けまして、その基本的な方向性を示すものとなります。

対象地につきましては、大蔵運動公園・大蔵第二運動公園で、所在地は記載のとおりとなっております。

これまでの検討経緯につきましては、右側中央の年表に記載のとおりとなっております。令和五年に庁内におきまして世田谷区立スポーツ施設検討委員会を設置し、令和八年七月までに計四回、検討委員会を開催いたしました。また、再整備に係る基礎調査を令和五年から令和七年にかけて実施し、整備に係る課題や想定される整備方針等の整理を進めてまいりました。

それぞれの公園のスポーツ施設につきましては、右肩五ページ目に記載のとおりとなっております。

また、五ページ右下のほうに大規模施設の更新時期一覧を掲載しております。代表的な施設といたしまして、総合運動場体育館につきましては令和十三年度、大蔵第二運動場体育館につきましては令和二十七年度に築六十五年を迎えます。

続きまして、右肩六ページ目を御覧ください。ここでは第一部といたしまして、本ビ

ジョンの基本方針をお示ししております。左側のほうにこれまでの基礎調査結果に基づいた課題を整理しておりまして、これらの課題を解決するため、基本方針の基本的な考え方として三点にまとめております。

六ページの右下のほうを御覧ください。黄色の帯マーカのところになります。一つ目は、総合運動場体育館につきまして、構造躯体の健全性に問題がないという調査結果からリノベーションなど機能拡充を図り、中長期保全改修を行って引き続き利用をいたします。

二つ目は、その他の施設につきましても各施設の築年数がそれぞれ異なりますので、施設の更新時期に応じてリノベーションや機能拡充の検討を行います。

三つ目は、利用者への影響を踏まえまして、運営を続けながら段階的な整備を実施いたします。

次に、右肩七ページ目を御覧ください。第二部といたしまして、将来像と施設ごとの方向性を示しております。

まず、左側の将来像として、記載のとおり五つの方針を定めております。方針1は九十三万人の区民を支える拠点スポーツ施設、方針2は多様なスポーツの場、方針3はみどり豊かな環境、方針4は合理的で質の高い管理運営、方針5は防災機能の向上、この五つを大きな柱として据えております。

ページ右側以降には、各施設の再整備に向けた方向性を示しております。その中で、総合運動場体育館につきましては中長期保全改修等の必要な改修を行って、リノベーション等の機能向上を図りながら老朽化箇所の修繕や更新に加えて利便性の向上、ユニバーサル推進条例に基づく整備対応等、施設の抱える課題解消に向けた整備を検討いたします。

大蔵第二運動場体育館につきましては、令和七年度末に築四十五年を迎えたため、今後、長寿命化調査を行って、調査結果を基に、改築なのか改修なのかの判断を行う予定です。

また、中長期保全計画に基づき実施する大規模修繕の期間におきましては、老朽化箇所の修繕や更新、ユニバーサル推進条例に基づく施設整備等を検討いたします。

右肩八ページ目を御覧ください。体育館以外の各施設につきましては各施設の竣工時期がそれぞれ異なりますので、中長期保全改修等の時期に合わせて段階的に整備を行います。整備に当たっては利便性や機能性を考慮しつつ、再配置の可能性も検討いたします。

具体的な整備内容につきましては、区民ワークショップや関係団体からのヒアリング等

を基に意見を反映して定めるものいたします。それぞれの施設の方向性につきましては、記載のとおりとなっております。

また、再整備を進めていく中では、大蔵第二運動公園における運動施設面積割合の条例基準超過を解消する必要性がありますので、両公園の統合を検討いたしまして、基準への適合を図るなどによって適正な対応を検討いたします。

続きまして、右肩九ページ目を御覧ください。防災施設の充実につきましては、防災機能を強化するとともに、公園全体として機能継続のための必要な設備や活動体制等の取組を行います。

詳細につきましては右肩四六ページから四七ページの本編にて記載しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、多様な収益源の確保についてです。現在利用率の低い施設につきましては、利用促進と利益の向上に向けてリニューアルによる魅力向上などを検討いたします。また、ネーミングライツなど新たな収益確保に向けて検討をいたします。

続いて、プロスポーツチームとの連携についてです。プロスポーツチームの本拠地化を求める声を幾つかいただいておりますが、プロスポーツチームのスタジアム基準などが観客席数などを含めて大規模な施設整備を要求するものであるため、長寿命化改修や中長期保全改修等による対応では困難であり、また、面積拡張を伴う増築や改築につきましては都市計画条件等の制約があるため、実現させるためには多くの課題があります。

また、プロスポーツチームの専用利用が増加すると逆に区民利用が制限されることになりますので、本拠地化を目指すのではなく、連携協定の締結によってプロスポーツチームとの共催事業の企画など、区民誰もが自らスポーツを楽しみ、あるいは見て楽しむことができる施設を目指して実現性を検討いたします。

続きまして、右肩一〇ページ目、第三部の長期的な視点に立った施設整備についてです。大蔵運動公園・大蔵第二運動公園は拠点スポーツ施設であり、拠点にふさわしい公式競技規格への適合や多様化する利用ニーズへの対応が求められております。

一方で、当該地は都市計画条件から大規模な体育館の整備や観客席を有する観覧場の整備などに制約がありますので、健全性が確認された総合運動場体育館を改修しリニューアルすることで機能の拡充を図り、総合運動場体育館以外の施設につきましても施設配置の見直しや機能拡充など、更新時に応じて段階的に各施設の整備を進めてまいります。

大蔵第二運動場体育館の老朽化と長期的な課題といたしまして、大規模な施設である大

蔵第二運動場体育館につきましては令和二十七年度、総合運動場温水プールにつきましては令和四十二年度に築六十五年を迎えます。このように、大規模施設が順次耐用年数を迎えることになりますので、各施設の配置及び具体的な整備内容につきましては、長期的な視点に立って、効率的な配置や機能の集約化も見据えつつ、公園全体の一体的整備について検討する必要があります。

また、仮に大規模な施設整備を実施する場合には多額の事業費が見込まれることになりますので、財政負担の平準化や事業実施時期の調整が必要となります。

これらのことを踏まえまして、今回改修を行う総合運動場体育館と併せて大蔵運動公園・大蔵第二運動公園の在り方について引き続き検討を進め、大規模な配置替えの時期等につきましても総合的に判断していきたいというふうに考えております。

最後に、今後のスケジュールについてです。右肩三ページにお戻りいただきまして、6の今後のスケジュールを御覧ください。本年十月以降から区民ワークショップ等の実施や関係団体、プロスポーツチーム等との連携に向けたヒアリングなどを進めまして、令和九年度に再整備ビジョンの策定を目指します。令和十年度からは基本構想の策定、事業者対話などを進めまして、官民連携の推進など事業手法の検討を行って、令和十五年度以降には各施設の段階的な整備に着手いたします。

御説明は以上となります。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○つるみけんご委員 スポーツ施設全体のことで教えていただきたいんですけども、この大蔵第二運動公園の再整備というのは非常に大きなテーマだと思うんですが、やはりスポーツ人口というのが、ある意味では、時代に合わせて新しいスポーツもできてきますし、一昔前だったらスケボーというのもなかったわけで、そういうふうにならっていく競技人口というのをきちんと把握して区民のニーズに合わせたスポーツ環境を整備することが大事だと思うんですけども、そうした意味で、世田谷区として、今あるスポーツ環境だけではなくて様々な競技の競技人口というのを競技ごとに把握されているかというのを教えていただけますでしょうか。

○鍋坂スポーツ推進部副参事 それぞれの競技種目ごとの競技人口というのは把握できておりませんが、多種多様なスポーツニーズがあることは把握しておりますので、大蔵運動場・大蔵第二運動場の再整備に限らず、区のスポーツ施設としては多様なニーズにお応えできるようスポーツ施設の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

す。

○つるみけんご委員 実は、今の質問とほとんど同じことを数年前にも伺っておりまして、やはりスポーツ施設の環境というのは世田谷区民にとっても健康増進では非常に大きな役割ですし、また、区にとってもなかなか場所が出てこない中で、どうやってスポーツ環境を提供していくのかということは非常に大事なことなので、ぜひ実際にどういうニーズがあるかということは、今、スポーツ施設を利用されている方だけではなくて、例えばこういう施設があったらやりたいのにとか、もっとこういう施設を増やしてほしいというのをきちんと把握していただいて、まずニーズをきちんと把握するところをやっていただきたいと思いますと思うんですけれども、それはできませんか。

○鍋坂スポーツ推進部副参事 来年度の大蔵運動公園・大蔵第二運動公園の再整備に係るビジョンの案をつくるに当たりまして、区民ワークショップですとか、あとはスポーツ団体等にも意見をお伺いする予定がございますので、その中で様々なニーズを把握して、それに見合った施設にできるように検討してまいりたいと思っております。

○つるみけんご委員 スポーツに限らずですけれども、ある程度大きな団体があってしっかりと要望を出せるようなところだけではなくて、特にスポーツは、新しいスポーツになればなかなかそういうふうに声を上げられないというか、つながらないということも考えられますので、本当に区民が必要としているスポーツニーズが何なのかということをきちんと把握していただいて、その上で今後のスポーツ環境の整備に努めていただきたいと思います。お願いします。

○和田ひでとし委員 先ほど、設備に関して、プロスポーツチームが実際にプレイをするには相当な規模が要ると思うので、それによって区民利用に制限がかかってはまずいということも、もちろん分かります。となると、今年十月からのプロスポーツチームとの連携に向けたヒアリングというのは、具体的な内容はどんなことを考えているのか教えていただけますか。

○鍋坂スポーツ推進部副参事 例えばですけれども、陸上競技場のインフィールドにつきましては、今、天然芝になっているんですけれども、そのインフィールドのサイズが、例えばサッカーをするに当たっては若干コートサイズが足りないという形になっていますので、そこを若干広げることによってプロチームの方々も利用できるんじゃないかという意見をいただいていますので、そういった調整をしながら、どういうふうな施設整備をすればプロスポーツチームの公式試合ができるのかどうかというのは今後検討していきたい

と思っております。

○和田ひでとし委員　ということは、プロスポーツチームの試合などもできるようなことも目指したいということで、実際いいんですね。

○鍋坂スポーツ推進部副参事　やはり見るスポーツというのも拡充を図っていきたいと考えていますので、今、陸上競技場などは都市計画上、四十八条許可申請というのをいただいている状況下なので、その理由に沿いつつも、極力プロスポーツも見られるような環境にはしていきたいというふうには考えています。

○平塚けいじ委員長　続きまして、㊦せたがやP a y ポイント月間付与上限を超過した誤付与事案を踏まえた今後の運用改善策について、理事者の説明をお願いします。

○齊藤商業課長　それでは、せたがやP a y ポイント月間付与上限を超過した誤付与事案を踏まえた今後の運用改善策について御説明いたします。

まず、1の主旨でございます。七月二日の本委員会で最初に御報告し、その後、七月二十八日に検証結果及び再発防止策を御報告したせたがやP a y ポイント月間上限を超過した誤付与事案に関するその後の経過と、本事案を踏まえたせたがやP a y の今後の運用改善策について御報告するものです。

2検証委員会による最終報告です。八月三十一日に提出されましたせたがやP a y 運営体制のあり方等に関する検証委員会の最終報告では、せたがやP a y を今後さらに有効活用していく観点から次の三点の対応が望まれることが示されました。

まず、㊦体制整備です。①せたがやP a y の運営体制として、セキュリティーガバナンスの観点から、システムライフサイクル全体のプロセスにおけるリスクを具体的にアセスメントし、要件定義や仕様書に言語化できる人員、特にシステム監査及びセキュリティー監査の能力を持った人員を充足すること。

②として、サプライチェーンを構成する委託先との法的関係を整備する人員を充足すること。

③として、区はせたがやP a y の補助金交付に際し、補助事業者が適切なリスク管理及び外部委託管理に係る体制構築のための人員配置が取れるよう指導し、必要な財政的措置を講じるべきことが示されました。

次に、㊧統制規則の適用範囲の適正化です。運営主体の区振連及びその委託先等に対して必要な統制を行う規定を整備し、適正な運用を行うことが示されております。

続いて、㊦有効なセキュリティーガバナンスの確保です。区振連及びシステム委託事業者の事業遂行に係るリスクを適切に評価した上で、システムの設計及び運用についてリスクアセスメントを実施させること。区はその合理性を評価するとともに、残存リスクレベルを確認、承認し、そのレベルに応じたセキュリティーガバナンスを構築、維持していくべきことが示されております。

二ページにお進みください。3 今後の運用改善策です。区振連からの支援要望及び検証委員会の中間及び最終報告を踏まえまして、せたがやP a y について以下の運用改善策を実施してまいります。なお、経費につきましては第三回区議会定例会に補正予算案として提案いたします。

まず、㊧システム改修です。検証委員会の評価を踏まえまして、ポイント付与をシステム化する改修を行います。システム化に伴い、ポイント付与のタイミングを現在の毎月三回から、決済日から三日後の付与に改めます。実施は、令和八年十月を予定しております。

次に、㊨として監査・伴走支援業務です。せたがやP a y の運営体制の改善を実務面から支援、伴走する事業者を区の協力の下で公募型プロポーザル方式により区振連が募り、運用改善に取り組むというもので、主な業務内容として予定しているものは記載のとおりです。こちらは、本年十二月から令和九年三月の実施を予定しております。

㊩これらの経費については、記載のとおりとなっております。

続きまして、4 区振連によるせたがやP a y 運営改善検討会の設置です。検証委員会の最終報告を踏まえまして、運営主体の区振連及び区がせたがやP a y 事業の運営改善や強化等を検討、推進することを目的とした検討会を設置いたします。本検討会の検討内容を踏まえまして、今後のせたがやP a y の運営改善を図ってまいります。検討会の構成員は記載のとおりを予定しておりまして、令和八年九月に設置し、検討を開始する予定です。

5 今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりです。

御説明は以上です。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○つるみけんご委員 2 のところについてお伺いしたいんですけども、最終報告の報告書が提出されたということなんですけれども、それはどこかで公開されているものなんですか。

○齊藤商業課長 こちらは公開しておりませんで、その概要をちょっとこちらに記載して

いるという形になります。

○つるみけんご委員 こちらの検証委員会には副区長も入っておられるということで、ある意味、公的な立場でこの委員会に参加されているので、最終報告書はきちんと開示すべきだと思うんですけども、なぜ開示されていないのでしょうか。

○齊藤商業課長 こちらにつきましては、区長に対して検証委員会の報告書として出されたものです。中におきましてはこちらに記載の内容を記載しておりまして、全文をこの場で公開するに当たりましては、概要だけちょっとこちらに記載するという形で、全てを公開するというのは当初からあまり想定はしていなかったもので、ここに書いてある概要部分のみ御報告させていただいたという次第です。

○つるみけんご委員 でしたら改めて求めますが、これは税金を多額につぎ込んでいる事業ですので、きちんと報告というのは、概要ではなくて、議事録も含めて報告をいただきたいと思います。見解をまた伺わせてください。

○齊藤商業課長 いただいた御指摘、御意見を踏まえまして検討させていただきたいと思っています。

○つるみけんご委員 今回の補正予算でも多額の経費が計上されておりますので、それは最低限やるべきことだと思います。

それとあと、今回、補助金を交付している区振連のほうで運営体制がなかなか御不安があるということで区に要望が出ていて、今回上がってきた補正予算の中身では人員体制の強化を行うということになっているんですけども、一般的に考えればというか、基本的には区振連がやっている事業なわけなので、運営主体というのでここ書かれておりますので、そこが適切に税金を使って事業を回していくということに対して、人員体制まで区が税金を使うということについては、私は違和感を感じるんですけども、そのような事例は過去にもたくさんあるものなのでしょうか。

○齊藤商業課長 現在、ほかの補助対象事業でそうしたことをしているかというのは、ちょっと情報がないのでお答えしかねるところなんですけれども、もともとこのせたがや P a y の事業を始めるに当たりましては、区と区振連とで連携して、区振連のほうに従来の紙の商品券を、コロナ禍もある中で非接触型経済だとかを進める上では、これ以上大々的に続けていくのは難しいのではないかと。あとは、キャッシュレス決済というのがこれだけ世の中に出てきている中で、そういったキャッシュレスにも商店街の方たちに、ある程度慣れていただくことで区内経済を下支えしていくと、そういうコンセプトの下に区と

連携しながら区振連のほうで始めたものでございますので、そういった意味では、通常の補助事業とは大分意味合いが異なるのかなと考えております。そのため、区のほうでできる限りの支援を行う。

また、例えば、地域経済発展ビジョンの中でも、このせたがやP a yというのは地域経済の循環をつくるための地域経済循環プラットフォームですとか、区民の地元愛着を育てるですとか、あとは地域コミュニティ事業だとか、区の施策でも相当程度活用しているということがございます。

そうしたことを鑑みて、例えば、区振連の事務局が必要な人員を手当てするに当たって、運用を適正に行っていくに当たっての人員の配置の財政的な支援を行うですとか、あと、今回、監査・伴走支援業務を示させていただきましたとおり、適正運営に当たって必要な支援を行っていくのは区の責務なのかなと考えております。

○**五十嵐経済産業部長** つるみ委員の御指摘は、補助先の人員まで区が面倒を見ることはあるのかどうかということで理解しました。その点でお答えしますと、例えば、区振連は外郭団体ではないんですけれども、外郭団体の補助の場合、外郭団体で仕事が増える、あるいは区からお願いする仕事が増える場合、人員の増強が必要だということであれば、その人件費見合いの補助金を増額する、外郭団体の中では新たに人を雇うというのは通常あることです。

補助金以外にも、例えば委託契約で一般の企業と委託する場合、その契約に伴って人員の増強が必要ということであれば、その分、委託料に金額が乗ってくる、その分、区がお支払いするというのは通常行っていることです。

○**つるみけんご委員** 委託であれば、業務内容に応じて委託料が増えるというのは当然あると思うんですけれども、これは委託ではないですね。

○**齊藤商業課長** 委託ではございません。

○**つるみけんご委員** 分かりました。質問をちょっと変えますけれども、システム改修費についても今回計上されていて、今回の事の発端というのは、過給付といえますか、多く払い過ぎてしまったということが発端になっているわけで、それについてはシステム的な問題があったということを経営さんから委託を受けている業者のほうも言っていられちゃうわけで、そこのシステム改修にかかる費用を税金で持つということについても私は疑問を感じるんですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○**齊藤商業課長** こちらにつきましては、結論から申しますと、区が支払っていくのはや

むを得ないことなのかなと考えております。なぜかと申しますと、もともと今回の月三回付与のサイクルというのは、やり方というのは、当初の頃、試行錯誤もあっていろいろ変わっているんですけども、令和五年度頃からスタートしたというふうになっておりまして、こちらにつきましては、いろいろ適正なポイント付与の試行錯誤を進めていく中で、このやり方がいいのではないかとということで区と区振連側のほうで合意をしまして、今のシステム委託事業者のほうにそれを設定させて実施したものです。

なので、システム事業者の都合ではなく、区や区振連の側の施策の都合で行ったものです。今回、それに対してシステム事業者のミスで誤交付が生じたのは、それは完全にシステム事業者も非を認めておりまして、その部分については、しっかりとシステム事業者のほうに補填をさせるというのはもう合意しているところです。

こういった月三回の付与というのがせたがやP a y独自の設計ということもあって、かなり煩雑なオペレーションを要するということが分かったので、今回、システムの修正というか、ここ二年ぐらいで事業者のほうが開発した、決済日から何日か後にその都度付与していくというような設定を適用するような形になりますので、その部分については、それを適用するに当たっては、システム事業者が、やっぱりそこを無償で負担させる理由というのはないのかなと考えておりまして、今回は区振連から支払って、それを区が補助するというのは必要なことだろうと考えております。

○つるみけんご委員 ちょっと技術的なところで理解が及んでいない部分があるかもしれないんですけども、以前お話を伺った際に、もともと数日後に給付されるシステムなのを、あえて月三回給付されるようにしたというふうな、そこが区振連と区のほうで相談してそういうシステムにしたということだったんですけども、今回それを戻すというか、もともとの従来のシステムを使って数日後に給付されるようにしたというお話を伺ったんですけども、そこに対して費用がかかるということにもちょっと疑問を感じるんですけども、それはなぜかかるのでしょうか。

○齊藤商業課長 すみません、ちょっと紛らわしい部分もあるんですけども、もともとのその都度付与される仕組みというのは、ポイントの月の上限というのが特に設定はできなかったというのがありまして、そういうこともあったので、税金を使っていく以上、やっぱり月の上限の設定というのがしっかりと、当然ながら、場合によっては多くポイントを付与し過ぎてしまうというようなリスクも想定されるので、上限を設定した上で月三回付与ということにしました。

ここ数年でシステム事業者がつくった新たな機能として、上限もきちんと設定もできるし、その都度付与というのもできます。それは、テストは必要ですけども、簡易に設定を適用すればそれほど時間もかからずできますという説明を受けたので、それを採用するということで区振連と合意して、その方向性で進めていきたいというものでございます。なので、当時のその都度付与とは、上限の設定でできるできないというのが違ってくるというものでございます。

○つるみけんご委員 最後にしめますけれども、この内容は今回の補正予算の議案審査にも関わる話なので、少なくとも最終報告書というのは議案審査の前にきちんと議会に提示するべきだと思います。

終わります。

○中里光夫委員 報告書については、私も出すべきだと思います。公文書ですから、公文書で開示できないのは個人情報と政策形成過程に関わるものだけだったと思うので、事が起こって最終報告として出されたものですから、これは当然出すべきだというふうに思います。これは意見です。

前回の報告のときに、区振連が支援を求めてきたというのが、私の想像ですけども、何百億円という多額の金額を扱うようになって、そういうところで非常に不安を感じているからではないのかというお話をしたと思うんですけども、例えば今回みたいなミスで、これは事業者の責任だとか、実施主体の側に責任があるわけですけども、ポイントを今回回収するようなこともやっていますけれども、大きい損害が出たときに、それをしよわなきゃいけないということがあるかもしれないですね。

この何百億円と膨れ上がった中で、何百億円という損害が出ちゃったようなときに、それをしよえるのかという問題も出てくるんじゃないかというふうに思うんです。財務的な体質は大丈夫なのかだとか、その辺はしっかり見ていく必要もあると思うし、場合によっては、今、区振連の自主事業ということですけども、区が一定程度責任を負えるような形にするだとか、区が直接行うだとか、そういうことも視野に入れてもいいんじゃないかと思うんですね。巨額な税金を直接やり取りするような事業ですから。その辺についてはいかがですか。

○齊藤商業課長 まず、御指摘のとおり、今回、区振連から要望が出てきたのは、この事案発生以前からかなりシステムが大規模システムで扱うお金も大規模になっていることを踏まえて、そこはやっぱり支援が欲しいというところで要望書が出てきたものでござい

す。

一方で、例えば破綻したらどうするんだという話に関して言いますと、これは資金決済法という、もともとこの地域通貨をやるときの義務ではあるんですけども、金融機関と発行保証金保全契約というのを結ぶことで、万が一のそういった、破綻してしまってチャージ金額が返せなかったみたいなときに利用者の方に不利益が及ばないような契約というのはしているところです。その点では、一定の安全性は当然確保できているとは思っています。

ただ一方で、今回要望が出てきたこととかを踏まえて、区としまして、例えば運営主体のほうを区振連のほうで追い切れないみたいな声が出てきたときにどうするかとか、そういった研究といいますか、検討は昨年からちょっと始めているところではございまして、そこもやっぱり一つ区振連と相談しながら検討していくことになるのかなとは考えております。

○平塚けいじ委員長 続きまして、㊦産業連携の今後の活性化に向けて、理事者の説明をお願いします。

○齊藤商業課長 産業連携の今後の活性化に向けてについて御報告いたします。

二ページにお進みください。1 主旨でございます。こちらは、別紙八ページ以降に産業連携の今後の活性化に向けて（報告）という資料が産業団体及び産業振興公社の長の連名で区長宛てに提出されました。区はこれを受けまして、世田谷区地域経済発展ビジョンに掲げております重点事業として産業連携の活性化に取り組んでまいります。

今回は、この団体連名による報告の概要と、それを受けた今後の区の取組の方向性について御報告するものです。

三ページにお進みください。ここからは、八ページ以降の団体連名報告、産業連携の今後の活性化に向けて（報告）の概要になります。

まず、㊧この連名報告の趣旨になります。平成十八年の産業プラザの発足から二十年を経過しまして、産業団体の長から産業連携及び産業プラザの活性化について課題提起されたことや、地域経済発展ビジョンの重点事業として産業プラザにおける交流促進機能の拡大が掲げられたことを受けまして、区、産業団体、産業振興公社の連携をより強固にし、機能拡充を図るため、産業連携及び産業プラザの今後の活性化に向けた議論を進めているところです。

この検討の中間まとめとして、今後の産業プラザに必要となる機能等を整理したので報告するというのが、この連名報告の趣旨になっております。

㊦産業プラザの設置経緯は、記載のとおり、（仮称）産業交流センターの整備検討が長期化する中で、必要な機能の早期実現を図るべく平成十八年の産業振興公社の設立に合わせて三軒茶屋分庁舎内に開設したという経緯になっております。

四ページにお進みください。㊧産業プラザの現状と課題になります。各団体の連携による産業交流等の事業展開は産業フェスタなど限定的なものになっていて、当初掲げた機能が十分果たされているとは言えず、改めて事業者支援に資するような機能整理が必要な状況となっています。当初掲げた機能に対する不足としましては左側の表にまとめたとおりと評価しておりまして、右側に記載のとおり、この二十年で区内産業も大きく変化しており、主要産業の再活性化を軸に据えつつ、多様化する業種の活力向上の支援が課題と認識しております。

五ページにお進みください。㊨今後の活性化に向けた機能検討の経過です。令和五年度に産業プラザ団体連絡会を設置して検討を進めており、その中で他区の状況調査や柔軟な発想による団体連携と相互協力等を主な視点として連携事業を試行するなどしております。

こうした検討を踏まえ、㊩産業プラザの今後必要となる機能等を整理しております。考え方としましては、設置当初から継続する現行機能を否定するものではなく、現在不足している交流機能等の充実がますます必要であり、さらに、近年顕著になっている災害の激甚化を踏まえた災害対策機能が必要である。こうした機能の実現のためには、産業団体、産業振興公社、区経済産業部の相互連携をより強固にした事業展開が必須と評価しております。

この考え方の下に、今後の産業プラザに必要となる機能想定を右下の表のとおりにまとめておりますので、後ほど御確認ください。

六ページにお進みください。㊪産業連携の活性化について、今後具体化、整理すべき事項です。

まず、こととして、事業内容と役割分担の整理を行います。㊫として、交流の仕掛けと周知強化を図ってまいります。その上で、㊬として、必要となる施設・設備の想定と、より効果的な事業者支援ができる産業連携及び産業プラザ活性化の在り方を取りまとめるということを進め、既に着手している取組と併せまして、引き続き団体連携による産業連

携の場の活性化を目指して取り組むというのが、この団体連名による報告のまとめとなっております。

七ページにお進みください。㊦区の実施の方針です。繰り返しのようになりますが、区は、地域経済発展ビジョンの重点事業として産業プラザにおける交流促進機能の拡大を掲げております。区は、今般の団体連名報告を受けまして、引き続き産業団体等と緊密に連携し、産業連携の一層の推進及び持続可能な地域経済の実現に取り組んでまいります。

4 今後のスケジュールとしましては、今回、方向性をお示したところですが、来年二月の本委員会におきまして産業連携の今後の活性化について案として御報告する予定です。それを基に、令和六年度より具体的な取組を実施してまいりたいと思います。

八ページ以降は、産業団体及び産業振興公社の長の連名で区長宛てに提出された産業連携の今後の活性化に向けて(報告)本文ですので、後ほど御確認ください。

御説明は以上になります。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 続きまして、㊦農福連携事業の今後の事業展開について、理事者の説明を願います。

○梅原都市農業課長 農福連携事業の今後の事業展開について御報告いたします。

本件は、福祉保健常任委員会との併せ報告でございます。

1 の主旨でございます。令和三年度に開始しました粕谷二丁目における農福連携事業につきましては、令和八年度で契約期間が満了となるため、次期契約に当たり、本事業の総括と併せ、農地の保全及び障害者の就労促進を目的とした農園の活用にとどまらず、より地域に開かれた農園を目指し、今後の事業展開について御報告いたします。

2 のこれまでの取組でございます。本事業では、㊦から三ページの㊦までに記載のとおり実施しております。

三ページに農福連携イメージ図を載せておりますので、こちらは御参考に御覧ください。

まず、一ページの㊦の障害者の従事を伴う農園の維持管理につきましては、電通グループの農福連携コンソーシアムが区からの委託を受け運営し、本農園では現在、区内在住の障害者十二名が日々の農作業に従事しております。

次に、㊦の障害者施設等農作業体験会の実施についてです。障害者施設通所者及び近隣の小中学校の特別支援学級向け体験会につきましては、年間通じて実施しております。実績は記載のとおりです。

次に、㊦の障害者施設の工賃向上の取組みとして、区内障害者施設と連携し、本園で収穫した農作物を活用した加工品、切干大根やドライ玉ねぎ、ジャムなどの開発に取り組んでいます。加工品の一部は、二ページの写真を御参照ください。

次に、㊦地域との連携を進める取組みでは、令和五年度より年二回、初夏と秋にオープンファームを開催し、農園見学、体験イベントの開催、また、農作物、加工品の販売を展開しております。さらに、地域事業者による農作物の活用もクラフトビールや惣菜パン、アイスクリームなど多岐にわたり展開しております。

続きまして、三ページの㊦のロゴマークの作成と㊦のPRの取組につきましては記載のとおりでございます。

次に、3の検証・評価、今後の方向性等でございます。今期の取組の検証といたしまして、令和三年度のプロポーザル審査員であった外部委員による検証と実地視察を実施いたしました。

次に、四ページの㊦の評価等を御覧ください。本事業の取組につきましてはおおむね着実に実施され、地域に根差した農福連携の農園として展開しつつあると評価をいただきました一方で、継続的、安定的な本事業の運営、障害者施設の工賃向上及び区内農家への支援、より地域に開かれた農園の在り方につきましては課題を提起していただいたため、区では今後、以下の取組を進めていきます。

まず、①継続的、安定的な本事業の運営についてでございます。今後の方向性に記載のとおり、農業では引き続き、土壌改良をはじめ、農作物の安定的な収穫が可能な体制の構築を図っていくこと、また、障害者の就労支援では障害者特性に応じた障害者の受入れの充実や体験機会の提供と、障害のある方が望む働き方ができるよう支援を行ってまいります。

また、地域との関係構築をさらに進めていくこと、さらには本取組を今後、世田谷区農のみどり保全活用方針に掲げるみどりの保全に当たっても参考となるよう情報共有、連携をしてまいります。

次に、②の障害者施設の工賃向上及び農家への支援につきましては、これまでの発注実績を参考に、受け手である施設の納期や価格の柔軟な対応、さらに、今後は生活介護の施

設も含めた発注拡大、収益性の高い農作物を育てるなど、工賃向上を図ってまいります。

農業では、高齢化する農家の作業負担軽減に向けて、他の農福連携事業で取り組まれているポット苗の栽培等も参考にしながら、本園への取組を検討してまいります。

最後に、③のより地域に開かれた農園のあり方といたしましては、二〇二四年に改定されました国の農福連携等推進ビジョンを踏まえ、子どもから高齢者までの世代、さらに障害の有無を超えた多様な者を対象としたより地域に開かれた農園に向け、取り組みます。

具体的には、農福連携事業用地に隣接する区立粕谷二丁目ファミリー農園について、東京都の開設整備補助金との兼ね合いも見極めながら、最終的には全てを農福連携事業用地として運用することも視野に、段階的に団体利用を進めてまいります。

今年度より地域の児童館、中学校での団体利用、さらには世田谷区保護司会との連携の下、社会参加活動としての農作業体験を行う予定でございます。

また、今後は関係機関とも連携し、高齢者や子ども、ひきこもりや生活困窮者等、様々な方が参加できる地域に開かれたユニバーサル農園を目指し、運営方法や具体的事業を検討するとともに、本事業の効果について普及するなど、さらなる農福連携事業の推進を進めてまいります。

次に、五ページの４の次期契約における事業者の選定でございますが、事業者から今後の事業展開を踏まえた提案を求め、さらなる事業の充実と持続的発展を図るため、プロポーザルを実施いたします。

次に、５の本事業の概算予算でございますが、委託事業費、年間約三百五十万円を予定しております。

最後に、六ページの６の今後のスケジュールにつきましては記載のとおりです。

御説明は以上です。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○桃野芳文委員 私は、これは非常にいい取組だと思っているんです。事業者の方々も思いを持って一生懸命やられているということが伝わってきますし、また、現場も見せてもらいましたけれども、実際農業をやっている方、就農している方も非常に生き生きと楽しそうにやられていたことが印象的でした。

地域に開かれた形でやっていきたいということは常々おっしゃっていますけれども、今のこのしつらえで、千歳通り側、あそこから中が見えないような感じになっていますよね。事務棟があつたり、ちょっと生け垣があつたりして。あそこはやっぱり人通りが一番

多いから、あそこから何かちらっとでも通りすがりに中で一生懸命やっっていらっしゃる方々の姿が見えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、あれはやっぱりあそこは必要なんですか、生け垣みたいな。土が飛んでいっちゃうとか、何かあるんでしょうかね。いかがですか。

○梅原都市農業課長 今、委員よりお話のありましたとおり、千歳通りの本園との間にはフェンスといいますか、門扉等がございます。こちらのほうは委託事業者による障害者雇用をしているというところもあり、通常はオープンにしておりませんで、門扉は閉じている状況でございます。

一方、月に一回のマルシェですとか、あとイベントのときには大きく門扉を開けましてオープンにしておりますが、このあたりは障害者雇用の現場でもございますので、安全を確保しながらの対応となっております。

○桃野芳文委員 門扉があって、フェンス、網網のフェンスなのかな、ちょっと私も記憶が定かではないんですけども、そういうのがあって、ある種、外部から守られているような状況というのは必要だと思うんですけども、外から中が見える、あまり過度に生け垣がばあっとあって中が見えないとかよりは、もちろん生け垣もある程度はあっていいと思うんですけども、中で何をやっている、どういう感じでやっているかというのが見えたほうが、まだまだせたそらって何だと、知らない人もたくさんいると思いますし、また、やっっていらっしゃる様子を見て応援したいなと思って農産物を買いに來る方もいらっしやると思うので、やっぱり地域に開かれたというのであれば、活動している人たちの様子が見えるような状況というのがより好ましいんじゃないかなと思うんですよね。

裏側は、ある程度、目隠し、やっぱり向こう側の近隣の方に配慮して、見られたくないとかという向こう側の気持ちも多分あると思うので、それはあるかなと思うんですけども、千歳通り側は割と中が、丸見えじゃなくてもいいと思うんですけども、うまく様子が見える、通りすがりにでも様子が見えるようなしつらえのほう地域に溶け込めるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

○五十嵐経済産業部長 副委員長御指摘のとおりだと思います。ただ、この場所は障害者の方が農作業に従事しているということで、実際に従事されている方が外からあまり見られやすい環境に置かれるとどうなのかなということも、そうした当事者の方の声も踏まえながら、今後、タイミングを見てしつらえを変えられるところは変えていくというふうなことで、より地域に開かれた農園というのを目指していきたいと考えます。

○**桃野芳文委員** 繰り返しになりますが、丸見えじゃなくてもいいと思うんですよね。何をやっているのかな、楽しそうにやっているなとかがちょっと見えるだけでも、多分、地域の方の受け止めが随分違うと思うので、もちろん中で働いている方々の思いもあるでしょうから、皆さんで話し合っというか、意見をいろいろ取りながらやっていただければと思います。

要望です。

○**和田ひでとし委員** 今、副委員長がおっしゃったとおり、ある程度外から見えて、また、中で活動している方々も何か開かれた感じというのもより出ると思うんですけれども、今回、より開かれた農園としての在り方という中で、更生保護対象者の社会参加活動として農作業体験を行う予定ですよという、取組として、私はすばらしいと思うんです。

しかし、関係機関等とも連携しとあって、さらに、ひきこもりの方や、あるいは生活困窮者等様々な方が参画できるようにという、本当にすばらしい取組だと思うんですけれども、その関係機関等との連携というのが具体的にどういったところを今想定していらっしゃるのか、ちょっと伺いたいですけれども。

○**梅原都市農業課長** 関係機関で申しますと、世田谷区保護司会の所管する保健福祉政策課であったり、あとは、ひきこもり、それから生活困窮者の対応をいただいております社会福祉協議会、社会福祉協議会の所管、それから、高齢者や子どもということで、今でも児童館ですとか近隣の小中学校とは連携していますけれども、そういった団体利用であるとか、あとイベントにたくさん周知、PRして広く来ていただくなど、これから次のステップに向けて取り組んでいきたいと考えております。

○**和田ひでとし委員** ちなみに、こういった事例って、他自治体でありますか。

○**梅原都市農業課長** 都内では、ここまで広く地域に開かれたというところで保護司会との連携ですとか、そういったところは私どもの区が初めてかと思いますが、社会福祉協議会や地域に開かれたという事例では、都内でも杉並区であるとか小金井市であるとか、そういったところもユニバーサル農園を実施して取り組んでおられます。

○**和田ひでとし委員** ぜひうまく実現できるように期待をしております。よろしくお願いいたします。

○**平塚けいじ委員長** 続きまして、㊤区民農園（ファミリー農園）の開設について、理事者の説明をお願いします。

○梅原都市農業課長 区民農園（ファミリー農園）の開設について御説明いたします。

1の主旨でございます。区民農園は、区民の方に花や野菜作りを通して土に親しむ機会を提供し、区内農業への関心と理解を深め、併せて農地の保全と緑地空間の確保を図ることを目的として開設しております。このたび、農地所有者より無償貸与の申出をいただき検討しました結果、区民農園として適していると判断し、区民農園二か所を新たに開設することといたしましたので御報告いたします。

2の開設農園概要及び案内図でございます。一か所目は、（仮称）弦巻五一二十一ファミリー農園、二か所目は、二ページの（仮称）上祖師谷二一三十二ファミリー農園で、農園概要及び案内図は記載のとおりでございます。

3の今後の主なスケジュール（予定）につきましては、記載のとおりでございます。
御説明は以上です。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 次に、㊦その他ですが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 なければ、以上で報告事項の聴取を終わります。

○平塚けいじ委員長 次に、2資料配付ですが、お手元のとおりですので、後ほど御覧ください。

○平塚けいじ委員長 次に、3協議事項に入ります。

㊧次回委員会の開催についてですが、外郭団体の報告を聴取するための委員会を明日九月二日水曜日午前十時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で協議事項を終わります。

○平塚けいじ委員長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 特にないようですので、以上で本日の区民生活常任委員会を散会いたします。

午後一時十三分散会
